

# **第4次五所川原市男女共同参画計画**

**(平成29年度～平成33年度)**

**五所川原市**



## はじめに

五所川原市では、平成 27 年 3 月に「五所川原市総合計画」において、「活力ある・明るく住みよい豊かなまちーみんな大好き ごしょがわらー」を目指す将来像として設定しています。

昨今、急速な少子高齢化、人口減少、家族形態や地域の変容、産業構造の変化など、我が国の社会情勢は、大きく変化しています。

今後は、社会の多様性と活力を高め、将来にわたって誰もが安心できる社会を構築するため、男性も女性もあらゆる分野において対等な立場で参画し、責任を担っていく男女共同参画社会の実現が不可欠です。

このたび、現行計画の期間が平成 28 年度に終了することから、現状の課題に加え、国、県の動向や「五所川原市男女共同参画に関する市民アンケート」の結果等を踏まえ、より効果的に施策を推進するため、新たに「第 4 次五所川原市男女共同参画計画」を策定しました。

今回の計画には、平成 27 年 12 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に関する内容を盛り込み、男女共同参画社会の実現に向かって、新たな段階を加えるなど、様々な形での啓発に引き続き取り組むとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進してまいります。

最後に、本計画策定にあたり、ご提言をいただきました五所川原市男女共同参画推進委員会の委員の皆様、五所川原市男女共同参画に関する市民アンケートを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、計画策定にご協力いただきました関係機関の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

五所川原市長 平山 誠敏



# 目 次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の目的	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	6

## 第2章 計画の基本方向

1 五所川原市の現状と課題	9
2 計画の理念	14
3 基本目標	15
4 計画体系図	16

## 第3章 計画内容

<b>基本目標I 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり</b>	21
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	22
2 男女の仕事と生活の調和	24
3 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	27
4 雇用等における男女共同参画の推進	28
<b>基本目標II 安心して暮らせる社会づくり</b>	30
5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	31
6 貧困、高齢、障害等により困難を抱えても安心して暮らせる環境の整備	34
7 生涯を通じた男女の健康支援	36
8 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進	38
<b>基本目標III 男女共同参画推進の基盤づくり</b>	39
9 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	40
10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	42
11 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	44

## 第4章 推進体制

推進体制	49
------	----

## 参考資料

〈資料1〉 男女共同参画推進委員会委員名簿	53
〈資料2〉 平成28年度男女共同参画に関する 市民アンケート調査集計結果（抜粋）	55
〈資料3〉 五所川原市附属機関に関する条例	71
〈資料4〉 男女共同参画社会基本法	75
〈資料5〉 青森県男女共同参画推進条例	81
〈資料6〉 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	85
〈資料7〉 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	93



# **第1章**

## **計画の概要**



## 1 計画策定の目的

---

国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法<sup>\*1</sup>」が公布施行されたのを受け、それに基づく第 1 次計画として、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 17 年には「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 年に「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会<sup>\*2</sup>の実現を目指す諸施策を推進してきました。また、平成 27 年 9 月には、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取り組みを義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

平成 27 年 12 月には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等の変革や女性活躍推進法の着実な施行等に取り組んでいくことが示されました。

この間、平成 13 年には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が公布施行されました。

青森県においては、女性も男性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、平成 12 年 1 月「青森県男女共同参画基本計画—あおもり男女共同参画プラン 21—」を策定し、その後、青森県男女共同参画推進条例（平成 13 年 7 月青森県条例第 50 号）を制定しました。平成 14 年 6 月には、「あおもり男女共同参画プラン 21（改訂版）」に改め、平成 19 年 3 月に「新あおもり男女共同参画プラン 21」を策定、平成 24 年 2 月には「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」を策定しました。

こうした中、五所川原市では、平成 13 年 3 月に「五所川原市男女共同参画プラン」を策定以降、平成 19 年には「私らしく、あなたらしく、共に喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会を目指して」を目標に掲げるなど、男女共同参画社会実現のため、意識啓発などの各種施策を推進してまいりました。

---

\*1 男女共同参画社会基本法…男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日に公布、施行されました。

\*2 男女共同参画社会…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

この度、「五所川原市男女共同参画計画」（平成 24 年度～平成 28 年度）が計画期間終了を迎えることから、計画策定に先立ち、平成 28 年 7 月に男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握するため、市民 3,000 人を対象とした意識調査を実施しました。その結果、「社会全体」においては、男性優遇の意識が、平成 23 年は 67.7%、平成 28 年は 67.8% となっており、依然として 7 割近くとなっており、まだまだ男性が優位だと感じる場面が多いことがわかりました。

これらの結果から、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重し、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、「女性活躍推進法」及び県の「第 4 次あおもり男女共同参画プラン 21」を踏まえ、市民と行政、地域、団体、企業等が協働して、男女共同参画社会の実現に向けた、「第 4 次五所川原市男女共同参画計画」（平成 29 年度～平成 33 年度）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、五所川原市の最上位計画である「五所川原市総合計画」の「個別計画」としての性格を有するとともに、その他の市関連計画との整合性を持つものです。

また、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」の規定に定める「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法<sup>※3</sup>第6条第2項」の規定に定める「市町村推進計画」<sup>※4</sup>及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律<sup>※5</sup>第2条の3第3項」の規定に定める「市町村基本計画」<sup>※6</sup>を兼ねています。

---

\*<sup>3</sup> **女性活躍推進法「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」**…男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国・地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

\*<sup>4</sup> **市町村推進計画**…基本目標Ⅰが該当。

\*<sup>5</sup> **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**…配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人など、親しい関係にある（または、親しい関係にあった）人から受ける身体的、精神的な暴力のことで、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含み、DV（ドメスティック・バイオレンス）と略称されます。夫婦間などの暴力は、当事者間の問題とみなされていたところですが、平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）」が制定され、法的処罰の対象となっています。

\*<sup>6</sup> **市町村基本計画**…基本目標Ⅱ5「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が該当。

### 3 計画期間

この計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 5 年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	H32
五所川原市男女共同参画プラン (平成13年度～平成17年度)			↔								
五所川原市男女共同参画実施プラン (平成15年度～平成18年度)			↔								
五所川原市男女共同参画計画 (平成19年度～平成23年度)					↔						
五所川原市男女共同参画計画 (平成24年度～平成28年度)							↔				
第4次五所川原市男女共同参画計画 (平成29年度～平成33年度)									↔		

## **第2章**

# **計画の基本方向**



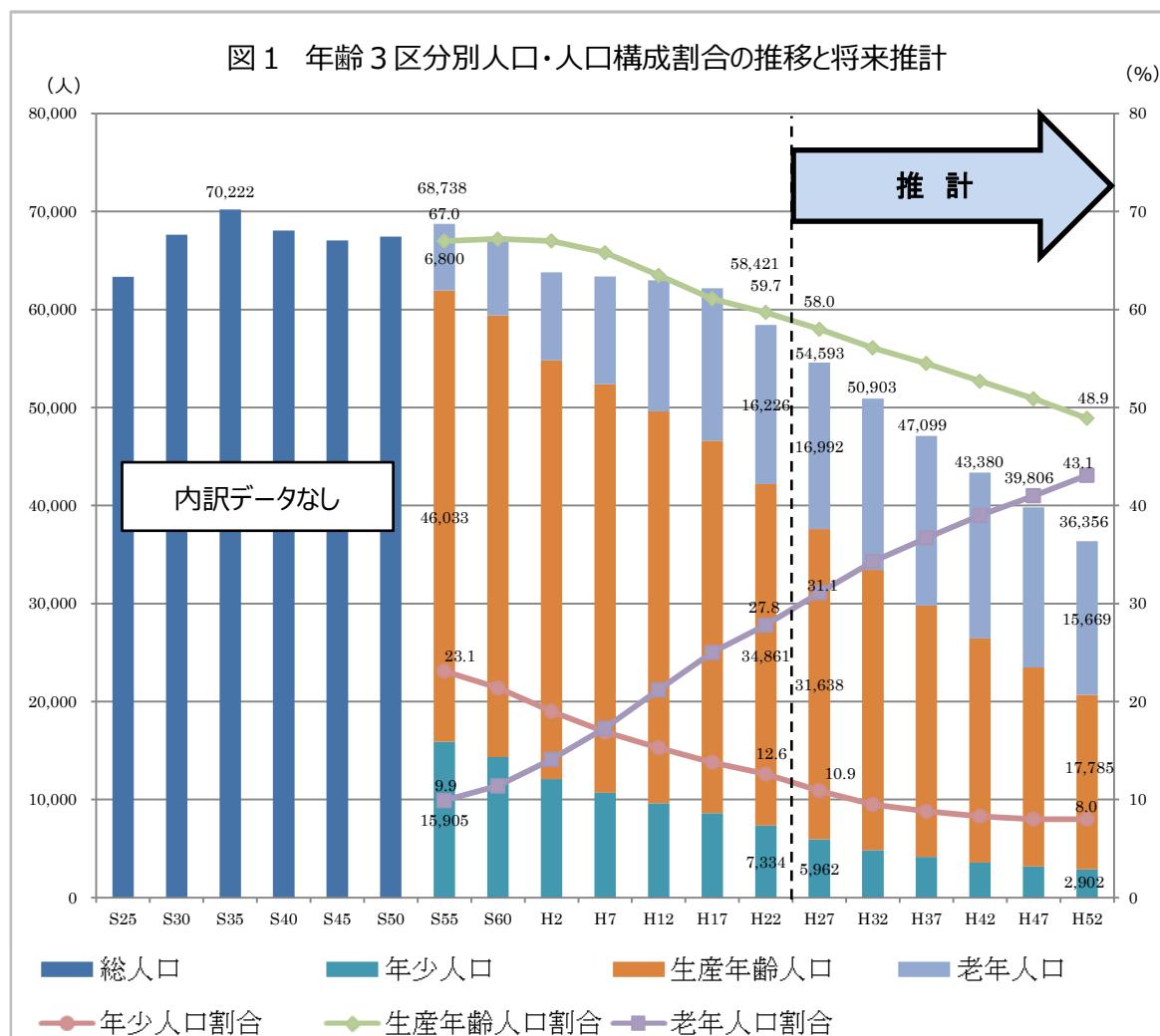
# 1 五所川原市の現状と課題

## ①人口の推移と将来推計

当市の人口（合併前は、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村の合計値）は、昭和 35 年の 70,222 人をピークに横ばい状態が続き、昭和 55 年の 68,738 人からは減少が続き、平成 22 年には、60,000 人を割り込みました。平成 27 年国勢調査では 55,181 人と、推計人口より減少幅は少なかったものの、依然として人口減少は続いています。

また、年齢 3 区分人口についても、15 歳未満の年少人口及び 15 歳以上 64 歳以下の生産年齢人口は減少し続ける一方、65 歳以上の老人人口は増加し続けています。

当市においても少子高齢化が急速に進行しており、懸念される労働力不足や多様化する市民ニーズに対応するためにも、女性の活躍が求められています。



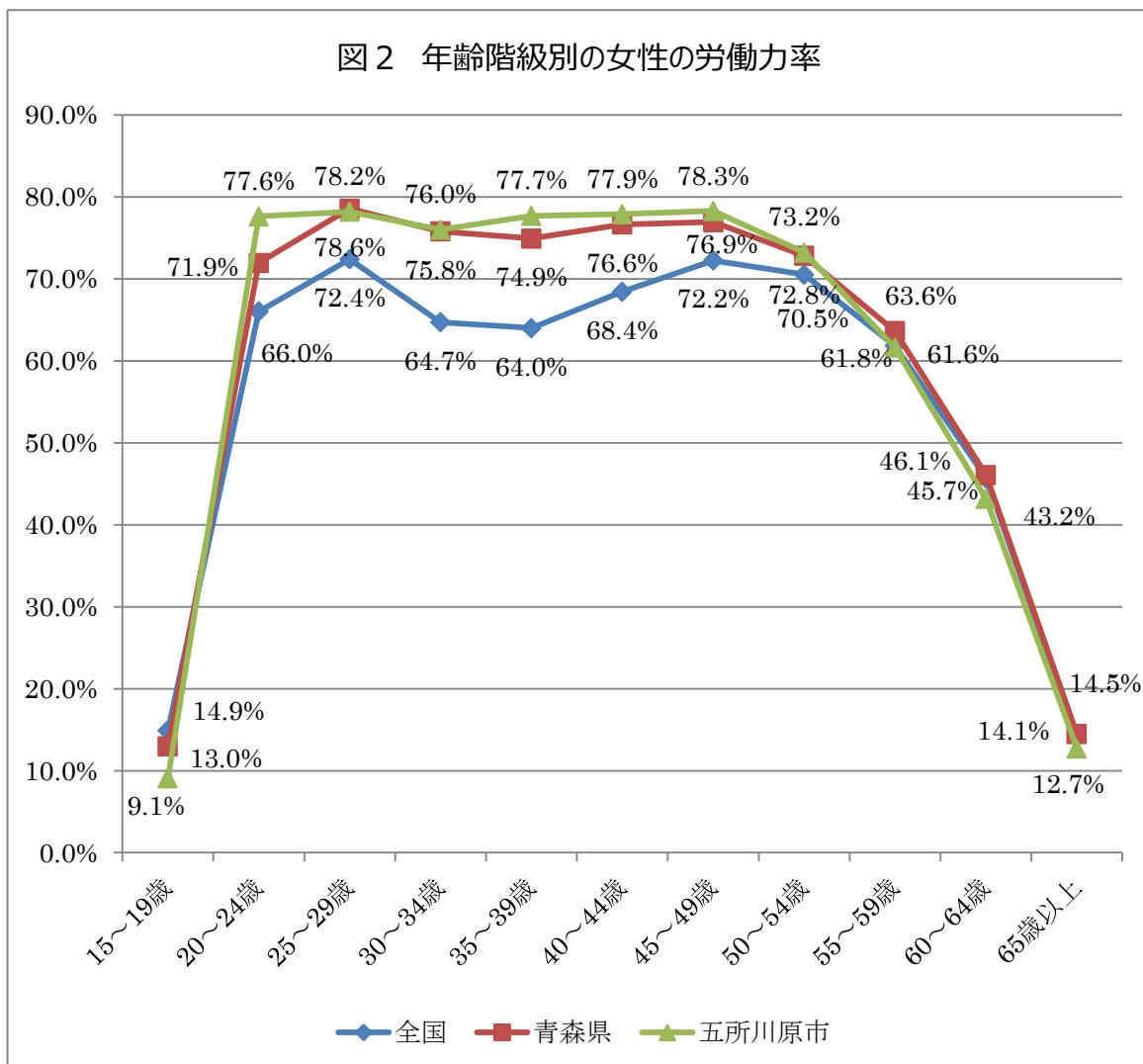
資料：平成 22 年以前 総務省「国勢調査」

平成 27 年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づき  
五所川原市が推計

※平成 12 年以前は、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村の合計値

## ②女性の労働力率、就業率

全国の女性の労働力率のグラフは、20代後半から出産・育児期にかけて落ち込み、再び40代後半に二つ目のピークを描くいわゆる「M字カーブ<sup>※7</sup>」となっています。五所川原市の女性の労働力率は、全国に比べM字のカーブが緩やかで、全国で最も落ち込みが大きい30歳代においても、減少幅は、2.2ポイントにとどまっています。しかし、緩やかながらも、出産育児期に労働力率は減少しており、就業し続けることの難しさが表れています。

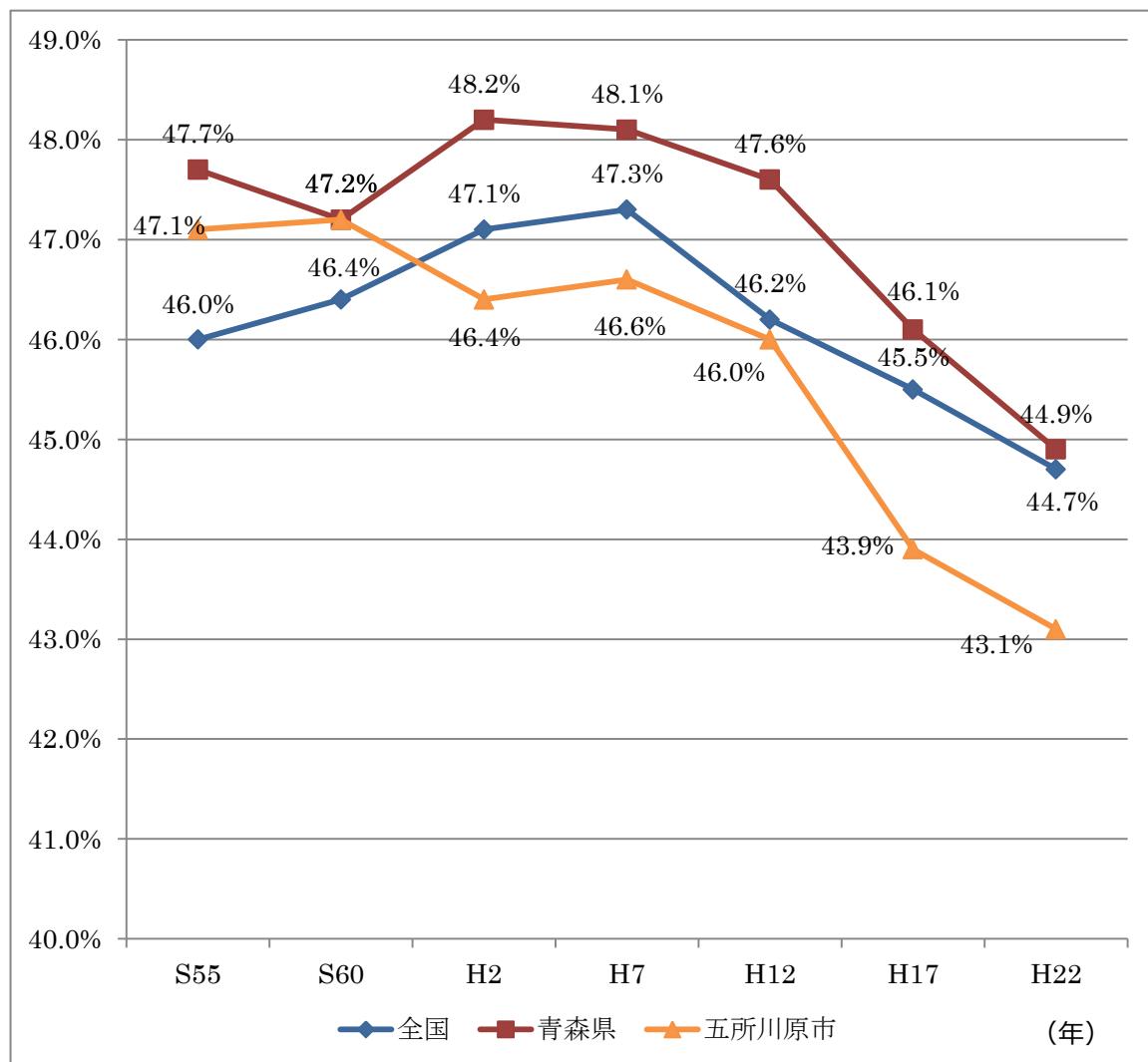


資料：総務省「国勢調査」より作成

\*7 M字カーブ…日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいい、これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためといわれます。

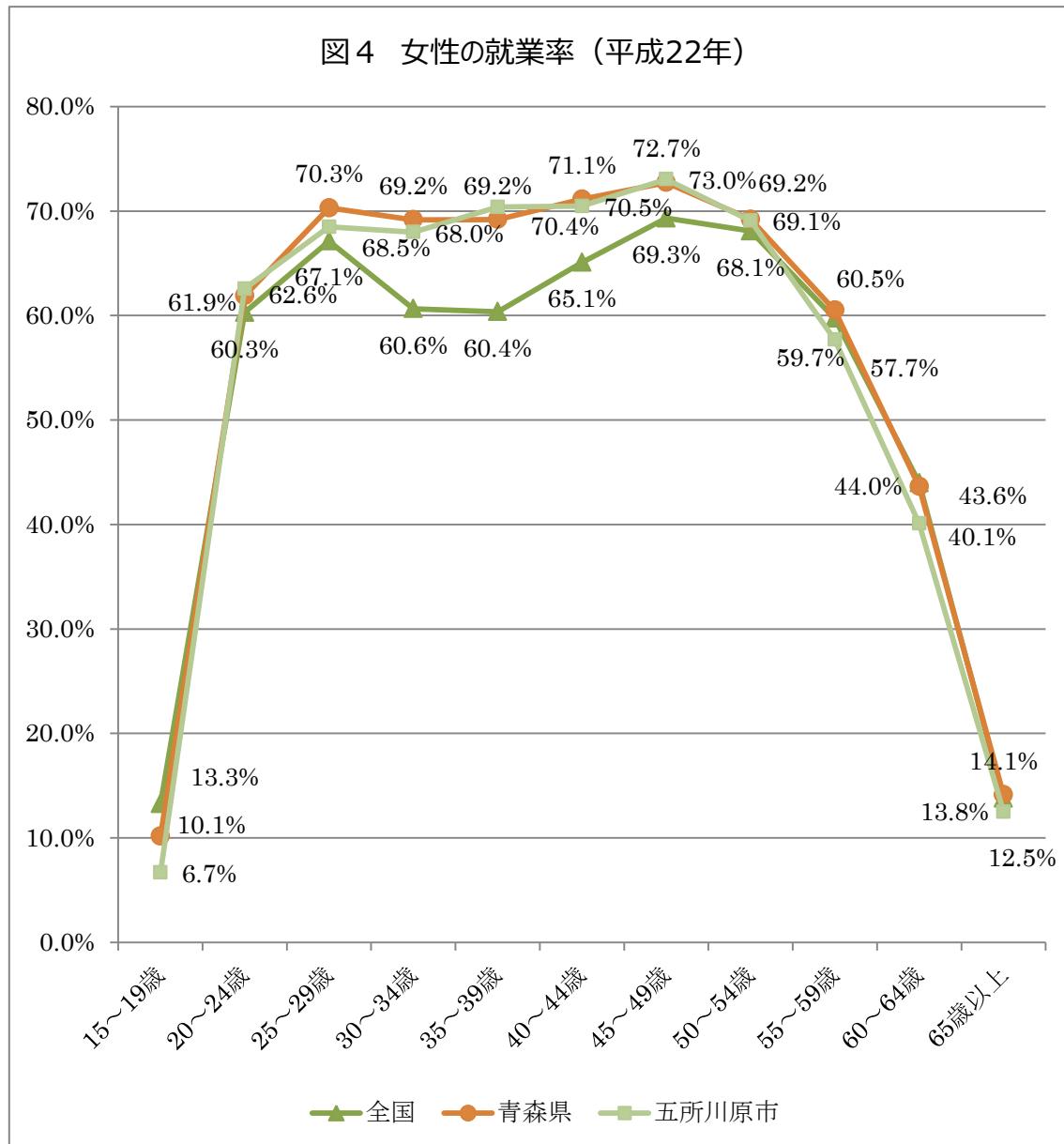
五所川原市の女性の就業率は、全国・青森県より低く、15歳以上の女性のうち、就業している人は平成22年では、43.1%となっています。特に平成12年から平成17年にかけての減少率が高くなっています。

図3 女性就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」より作成

しかし、平成 22 年の女性の就業率を年齢階級別にみると、15 歳～19 歳と、55 歳以上で全国より下回っているものの、20 歳～54 歳までの年齢では全国を上回っており、とくに 35 歳～39 歳では、全国より 8.8 ポイント上回っています。このことから、M 字カーブといわれる出産・子育て期にあたる年齢層での急激な就業率の減少は見られないものの、五所川原市においても、出産・子育て期の就業率が低いことから、就業を希望してもできない現状を改善することが必要です。



資料：総務省「国勢調査」より作成

### ③「男女共同参画に関する市民アンケート」から見る意識啓発の必要性

平成 28 年 7 月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」では、生活のさまざまな場面における男女平等、男女共同参画意識について、「学校教育の場」においては、56.3% の人が平等であるという回答結果が得られました。その一方で、「家庭生活」、「職場」、「地域社会の場」、「社会通念・慣習しきたり」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会全体」で平等であると回答した人の割合はいずれも 3 割を下回る結果でした。また、多くの場面で女性は、「男性優遇である」と感じている傾向にあり、男女の認識に隔たりが生じていることが分かりました。

こうしたことから、固定的性別役割分担意識の払拭や生活のあらゆる場面において男女平等や男女共同参画の実現に向け、これまで以上に具体的な取組みを示した啓発や学習機会を充実させていくことが必要です。

分野別にみた男女平等になっていると思う割合

生活の場面	平等になっている と思う割合 (%)
家庭生活	27.5%
職場	17.2%
学校教育の場	56.3%
地域社会の場	29.1%
社会通念・慣習しきたりなど	12.1%
政治の場	10.4%
法律や制度	23.0%
社会全体	12.1%

資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

## **2 計画の理念**

---

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」とされています。

男女の人権が尊重され、社会の対等な構成員として、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、これからの中長期的な社会を形成していくうえでの最重要課題です。

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、すべての人が性別にかかわりなく、個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会を目指します。

これらの実現を図るため、この計画の基本理念を以下の3つとします。

### **[1]男女の人権の尊重**

### **[2]社会のあらゆる分野における共同参画と他の活動の両立**

### **[3]政策立案、方針決定の場での男女共同参画**

また、女性活躍推進法に基づき、男女の人権が尊重され、自らの意志によって職業生活を営み、または、営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある社会の実現を目指します。

これらを総合し、五所川原市男女共同参画計画では、目指すべき男女共同参画社会の目標を以下のとおり掲げ、目指します。

### **—市の目標—**

私らしく、あなたらしく、  
共に喜びと責任を分かち合える  
男女共同参画社会を目指して

### **3 基本目標**

---

基本理念の実現に向け、以下の3つの基本目標を設定します。

#### **基本目標Ⅰ 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり**

男女がともに参画する社会づくりに向け、男女が家事・育児・介護等について助け合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できるよう支援します。女性活躍に向け、特に男性の家庭や地域への参画を可能とするための環境づくりや子育て支援を促進します。

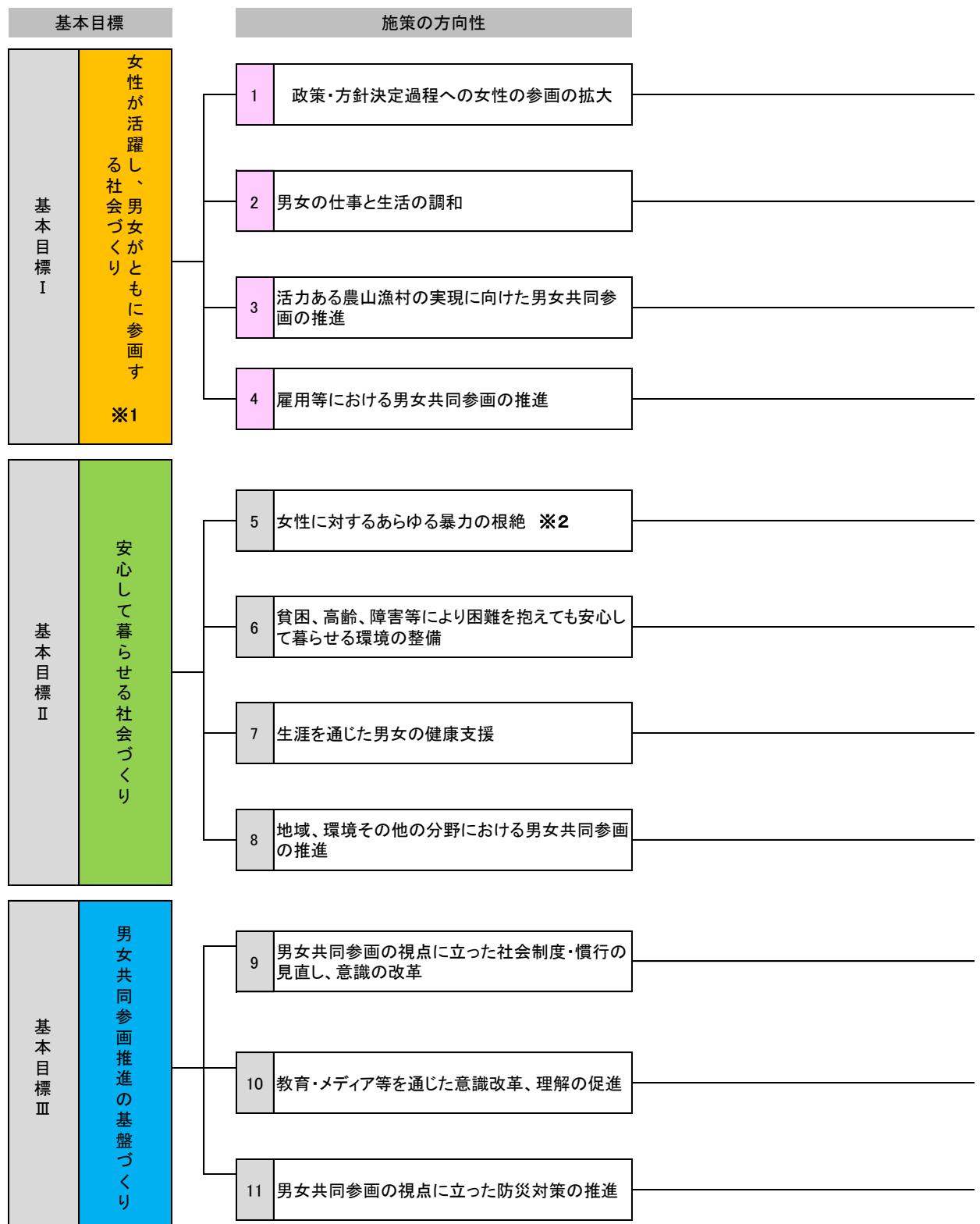
#### **基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり**

男女が安全安心に暮らせる環境づくりのため、女性や子どもへの暴力根絶に向けた啓発・被害者支援を行うとともに、誰もが健康で、自立して社会に参画するための支援体制の充実を図ります。

#### **基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の基盤づくり**

男女共同参画や人権について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくりに努めます。また、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の確立といった基盤づくりを推進します。

## 4 計画体系図



※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画

### 主な取組

① 審議会・行政委員会等への女性の登用促進 ② 女性の採用及び管理職への積極的登用の促進 ③ 女性の人財育成と能力開発の推進
① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ② 社会全体で子育てや介護を支援する環境づくり ③ 男性の家庭生活や地域活動への参画促進 ④ 企業・団体における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進に向けた取組の啓発・促進
① 農山漁村での意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ② 農山漁村での女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 ③ 農山漁村での女性が住みやすく活躍できる環境づくり
① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 ② 多様な働き方を可能にするための理解促進 ③ 女性の活躍推進の理解促進
① 女性に対する暴力根絶のための啓発活動及び相談・支援に関する情報提供 ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ③ 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進 ④ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
① 生活上、困難を抱えた人、高齢者、障害のある方、外国人等が安心して暮らせる環境整備 ② 親子が経済的自立と安定を図るための支援 ③ 性的指向や性同一性障害等への理解促進
① 生涯を通じた男女の健康問題への対応と健康増進 ② 性差を考慮した健康相談や情報提供の充実 ③ 妊娠と出産に関する保護と母子保健対策の充実 ④ 心の健康を保つための支援の充実
① 地域における男女共同参画の基盤づくりと活動の推進 ② 男女共同参画の視点に立ったまちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進 ③ 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
① 男女の人権尊重の正しい理解と啓発活動の推進 ② 男女共同参画の理解促進及び救済・相談の充実 ③ 男性にとっての男女共同参画の推進 ④ 男性の家庭・地域への参画の推進
① 男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実 ② 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 ③ 生涯学習活動における男女共同参画の啓発 ④ メディアにおける男女共同参画の推進
① 平常時から男女共同参画による防災の重要性を発信する取組の実施 ② 災害発生時における男女共同参画の視点を反映させた対応と環境整備 ③ 地域防災や復興まちづくりを担う女性リーダーの人財育成



## **第3章 計画内容**



## 基本目標Ⅰ

## 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

女性の就業が年々増加し、多くの分野で女性の活躍が進んでいますが、政策・方針決定過程への女性の参画などは、まだ十分といえる状況にありません。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会実現のため、今後も強力に推進していく必要があります。

働く場面においては、男性中心の働き方等を前提とする男性中心型労働が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない要因となっています。

そのため、個々人のライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方ができるよう、男女の働き方、暮らし方、意識を変え、男性中心型労働を見直し、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>※8</sup>がとれた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指していかなければなりません。

### 職場での平等意識 目指そう値 40%

男女共同参画に関する市民アンケート 平成28年 17.2%

#### 【施策の方向性】

1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2	男女の仕事と生活の調和
3	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
4	雇用等における男女共同参画の推進

<sup>※8</sup>仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）…「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

## 施策の方向性[1] 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 【現状と課題】

女性は、日本の人口の約半分を占めており、政治、経済、社会など、あらゆる分野で様々な役割を担っています。

政策・方針決定過程において、女性の意見を広く反映させることは、男女とともに暮らしやすい社会の実現につながっていきます。

国では、平成 15 年に「社会のあらゆる分野において、平成 32 年（2020 年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げて取組を進めてきました。

平成 28 年 4 月から全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」により、男女共同参画社会実現へ向けた取組は、新たな段階に入り、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>※9</sup>をさらに推進し、男女間の実質的な機会の平等を目指していくこととされています。

当市も、「すべての審議会、委員会等で男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 30%未満とならない状態」を達成目標としてきましたが、市の各種審議会や行政委員会等における女性が占める割合は、全体的に徐々に増加してきているものの、平成 26 年度が 23.1%、平成 27 年度が 19.2%、平成 28 年度が 22.1% と、ほぼ横ばい状態にあり、目標の達成には至っていません。

### 【主な取組】

#### ①審議会・行政委員会等への女性の登用促進

・審議会、行政委員会等へ女性の積極的な登用を推進し、市の政策方針決定過程に男女が共に参画できる機会の充実を図ります。

#### ②女性の採用及び管理職への積極的登用の促進

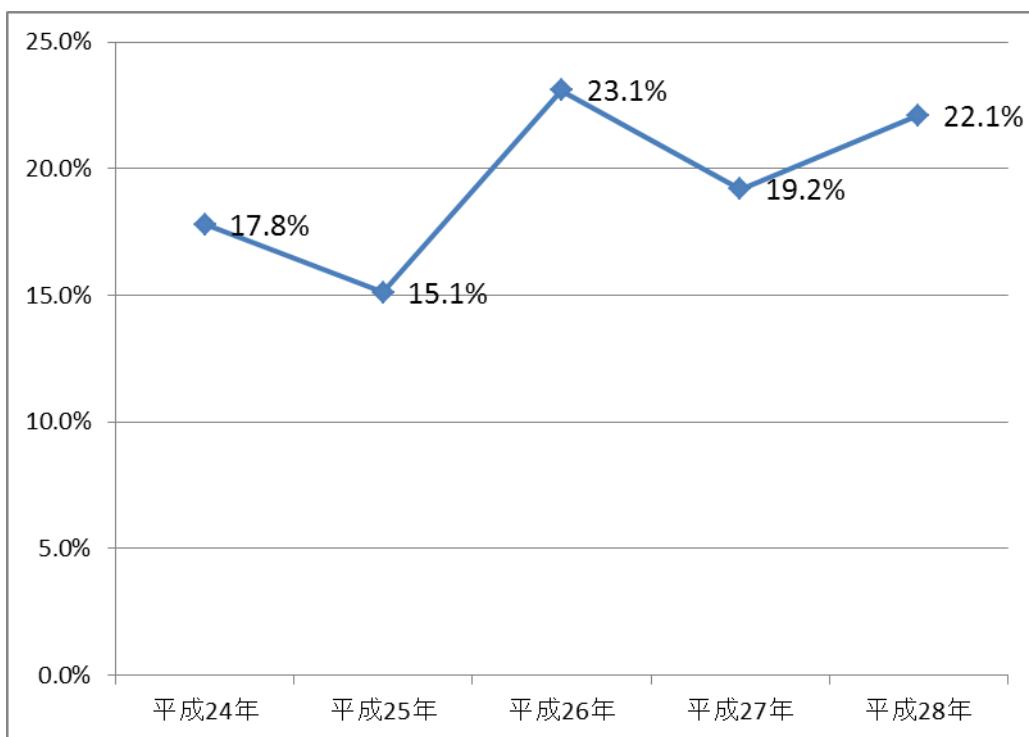
・女性職員の採用や能力向上、管理職・役職への登用に向けた取組を推進するとともに企業や各種団体等へ働きかけます。

<sup>※9</sup> 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）…社会のあらゆる分野の活動に参画する機会における男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することを指します。具体的には、女性の参画比率について目標値を設けたり、男女の参画比率が一方の性に偏ることがないように、強制的に男女比等を定めるクオータ制などがあります。

### ③女性の人財育成と能力開発の推進

- ・女性の活躍を後押しするために、女性自らの意識を高め、主体的に活躍できるよう女性自身が能力・スキルを高めることの重要性について啓発を促進します。
- ・あらゆる分野で女性が活躍できるよう研修を実施します。

図5 市の審議会・行政委員会における女性比率



男女共同参画室調べ

## 施策の方向性[2] 男女の仕事と生活の調和

### 【現状と課題】

仕事をしながら生活をしていくことは、収入を得て社会生活をしていく根本であり、また、働くことで達成感や自己満足を得られるものもあります。

人口減少や少子高齢化が進行する中で男女を問わず働きながら、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりは労働意欲の向上にもつながり、企業活動の活性化や持続可能な社会の発展に不可欠です。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した、多様で柔軟な働き方が可能な仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を目指す取組が求められています。

育児・介護休業等に関する法律・制度の整備が進められてきましたが、実際には、制度があっても休業等を取りづらい状況にあることなどから、制度を活用できる風土づくりにも力を入れていくことが必要です。

また、男女がともに職業上の責任を果たし、その能力を十分に発揮するためには、長時間労働等を前提とする男性中心型労働慣行といった働き方を見直すことが重要です。

パートナーである男性が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、ともに家事や子育て・介護等に参画し、家庭での責任を担うとともに、雇用する側がこれを理解し、男性従業員のライフスタイルを支える取組が喫緊の課題となっています。

平成28年に行った「男女共同参画に関する市民アンケート」によると、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知らないと答えた人は、48.2%と、半数近くとなっています。また、約3割の人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれていないと答えており、企業や各種団体等へその意義の周知や各種制度の積極的な活用を働きかけるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に向けた取組が必要です。

## 【主な取組】

### ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・性別による固定的性別役割分担意識<sup>※10</sup>を解消し、仕事と家庭を両立させるため、男性の仕事優先意識や長時間労働などの働き方を見直し、女性も男性もバランスのとれた生活を実現するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を推進します。

### ②社会全体で子育てや介護を支援する環境づくり

- ・女性の活躍を推進しながら男女がともに子育てし、働き続けられるよう、延長保育や病児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスやファミリー・サポート・センター事業を充実させ、仕事と子育ての両立を支援します。
- ・男女が安心して働くことができるよう、介護保険制度の周知や、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

### ③男性の家庭生活や地域活動への参画促進

- ・男性の家庭生活や地域活動への参画のためには、職場の理解が不可欠であるため、企業や各種団体等への情報提供などを通じ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に向けた働きかけを行います。

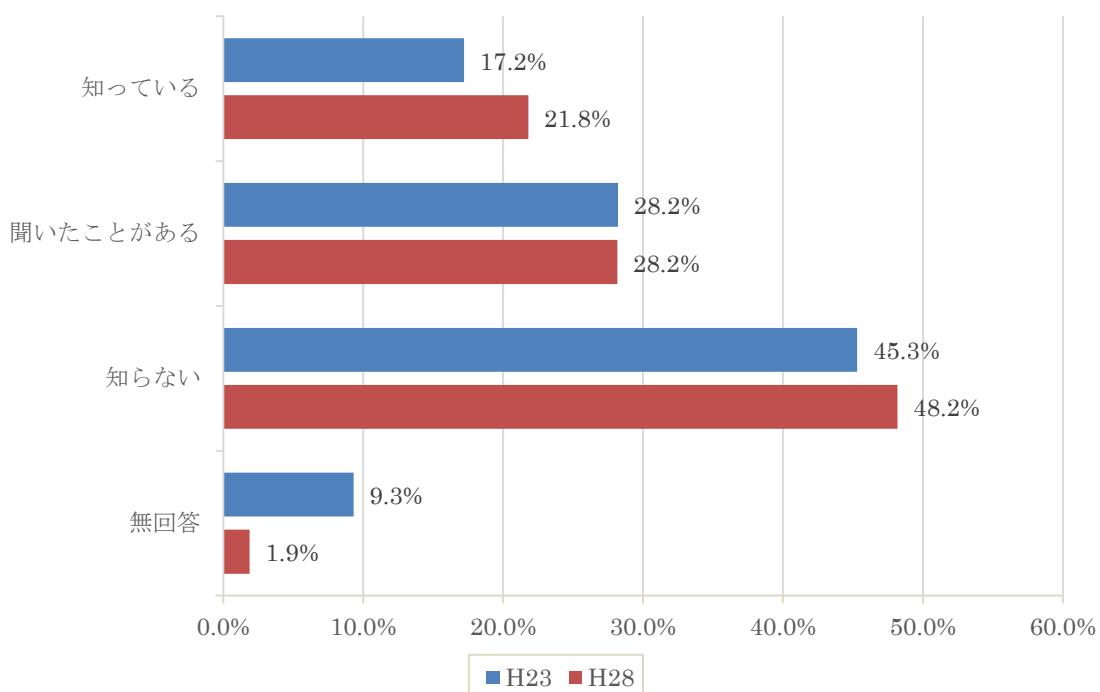
### ④企業・団体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進に向けた取組の啓発・促進

- ・企業や各種団体等に対し、その意義を周知するとともに、育児休業の取得などの各種制度の積極的な活用を働きかけるなど、関係機関との連携のもと、普及促進を図ります。

---

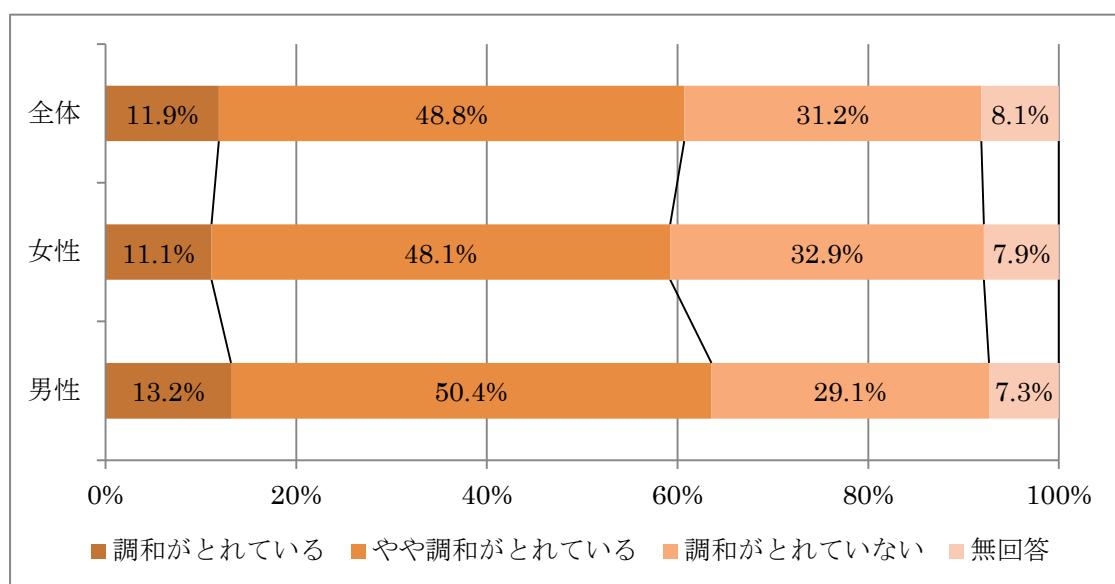
<sup>※10</sup> 固定的性別役割分担意識…男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けようとする意識のことをいいます。

図6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

図7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれているか



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

## **施策の方向性[3] 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進**

### **【現状と課題】**

基幹産業である農林水産業の分野において6次産業化の進展に伴い女性の役割の重要性は、ますます高まっています。

就業人口の減少や高齢化が加速していくなか、固定的性別役割分担意識を解消し、女性が男性の対等なパートナーとして経営に参画できるようにするために、家族経営協定を一層普及させ促進することが必要です。

当市の農業委員38名のうち女性は2人で、割合にすると5.3%と低水準にとどまっており、将来に向けて農業を魅力ある産業として位置づけるためにも農業委員会の委員、農業協同組合等の役員等への女性の登用の拡大を始めとした農山漁村における女性の政策・方針決定の参画拡大が重要です。

女性が働きやすい作業環境の整備や就業支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等農山漁村における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現に向けた取組が求められています。

### **【主な取組】**

#### **①農山漁村での意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の促進**

- ・農山漁村の活性化や産業振興のために男女が対等なパートナーとして活躍できるよう、農業委員会の委員等政策方針決定過程への女性の登用を促進します。

#### **②農山漁村での女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備**

- ・関係機関との連携を図りながら、農業等の家族経営協定<sup>※11</sup>のなお一層の普及と家族経営において女性の役割を明確にする取組を促進します。

#### **③農山漁村での女性が住みやすく活躍できる環境づくり**

- ・農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようになるための啓発活動を推進します。

---

<sup>※11</sup> 家族経営協定…家族経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、文書にして取り決めたものです。

## 施策の方向性[4] 雇用等における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

働くことは、経済的な自立を促進するだけでなく、自己実現や社会貢献の手段にもなりえます。

人口減少や少子高齢化が進み、労働人口が減少する中、働きたい人誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりは、今後の地域経済発展において極めて重要です。

平成24年に策定した男女共同参画計画において、「職場での平等意識」40%を目指に掲げ、各種施策を推進してきましたが、平成28年に行った男女共同参画に関する市民アンケートでは、「職場での平等意識」は、前回を8ポイント下回り、17.2%という結果となりました。

この結果を踏まえ、男女問わず働きたい人が安心して意欲を持って働くことができる環境を整備し、男女の均等な機会と待遇を確保し、これまで以上に男女双方の能力の活用を図る必要があります。

### 【主な取組】

#### ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- ・関係機関との連携を図りながら、男女雇用機会均等法<sup>※12</sup>や女性活躍推進法など雇用に関する法令・制度の周知を図ります。

#### ②多様な働き方を可能にするための理解促進

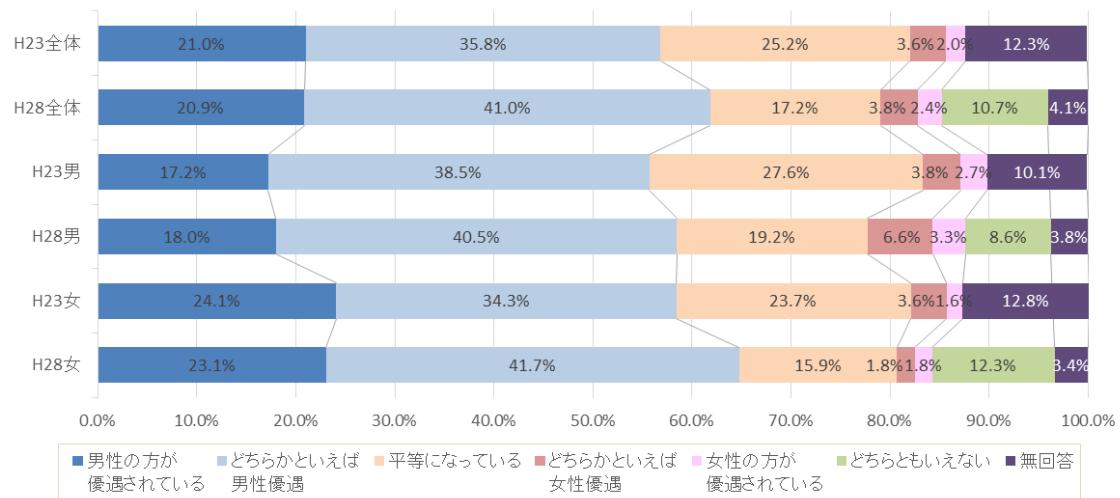
- ・ライフイベントに対応できるよう多様で柔軟な働き方の実現に向け、就業環境を整備するなどの取組を支援します。

#### ③女性の活躍推進の理解促進

- ・女性に対する各種ハラスメントを防止し、働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できるよう経営者や管理職の意識改革を推進します。

<sup>※12</sup> 男女雇用機会均等法 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」…この法律では、労働者の募集・採用・配置・昇進・降格・解雇等について性別を理由とする差別的取扱いや、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等を禁止しています。

図8 職場での平等感について



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

## 基本目標Ⅱ

## 安心して暮らせる社会づくり

全国的に人口減少が進行する中、五所川原市においても、急速な少子高齢化による人口減少に直面しています。このような中でも活力ある地域社会を形成するため、男性、女性とも希望に応じて安心して働き、子育てができる社会の実現が不可欠です。

しかし、家族形態の変容や非正規雇用労働者やひとり親等、幅広い層で生活上の困難に陥りやすい状況が広がっており、貧困等生活上の困難に対応する取り組みが急がれています。

高齢単身者の貧困や障害があること、性的指向や性同一性障害などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれる場合については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育など、暴力根絶のための取り組みを推進します。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、お互いの健康について理解を深め、生涯にわたり健康についての正確な知識や情報等を入手し、主体的に行動していくための取り組みを総合的に推進します。

人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提といえます。

### 社会全体での平等意識 目指そう値 30%

男女共同参画に関する市民アンケート 平成23年18.1%→平成28年12.1%

#### 【施策の方向性】

5	女性に対するあらゆる暴力の根絶
6	貧困、高齢、障害等により困難を抱えても安心して暮らせる環境の整備
7	生涯を通じた男女の健康支援
8	地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

## 施策の方向性[5] 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

女性に対する暴力とは、身体的な暴力だけでなく、経済的、性的、心理的な危害、苦痛をもたらす行為、さらにはストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど広い範囲を含みます。

近年ではソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※<sup>13</sup>など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力は、一層多様化しており、新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

また、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

平成28年に行った「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成28年）によると、DV（ドメスティック・バイオレンス）を経験したり身近で見聞きしたことがある人は、21.0%となっており、5人に1人は、経験または見聞きしているという結果になりました。また、このうち30.1%は、「どこにも、誰にも相談しなかった」という結果で、その理由で一番多かったのが、「相談しても無駄だと思ったから」です。また、「相談する場所がわからなかった、相談する相手がいなかつたから」が10.7%あり、相談機関の周知を徹底する必要があります。

暴力の根絶を図るため、暴力を生まないための教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力根絶のための基盤づくりを推進します。

### 【主な取組】

#### ①女性に対する暴力根絶のための啓発活動及び相談・支援に関する情報提供

- ・広報紙に暴力に対する相談先を掲載し、相談先の周知を図ります。

#### ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・関係機関相互の連携をし、被害者の保護と、被害の防止に関する広報啓発を推進します。

※<sup>13</sup> ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）…友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

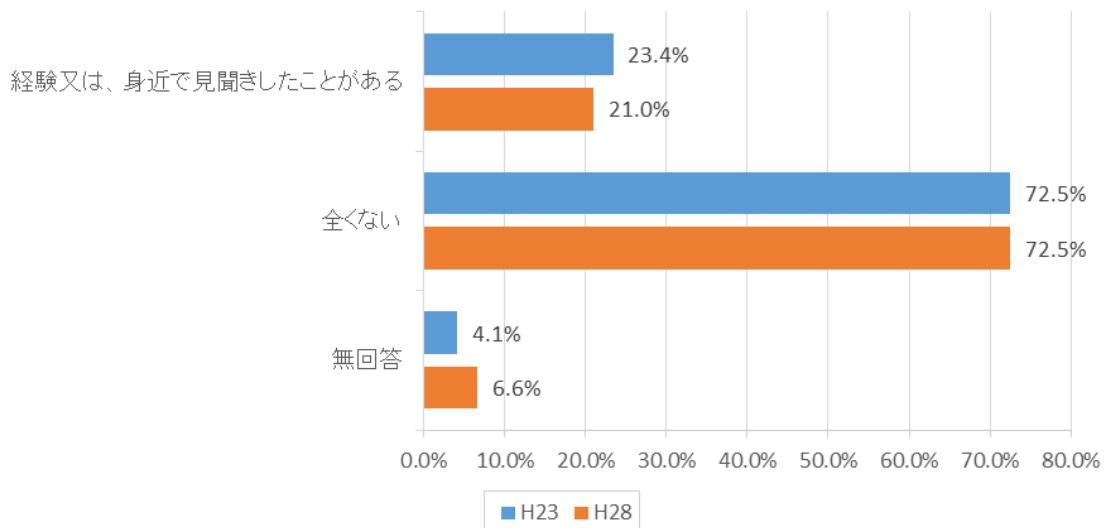
### ③子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・被害者が子どもである場合は、その背景事情に十分に配慮し支援を推進します。
- ・配偶者からの暴力が被害者のみならず子どもにも悪影響をおよぼすため児童相談所等との連携を強化し、精神的ケア等の支援を推進します。

### ④セクシュアル・ハラスメント<sup>※14</sup> 防止対策の推進

- ・セクシュアル・ハラスメントは、人権侵害であり、防止のための意識改革を促進し、予防啓発を推進します。

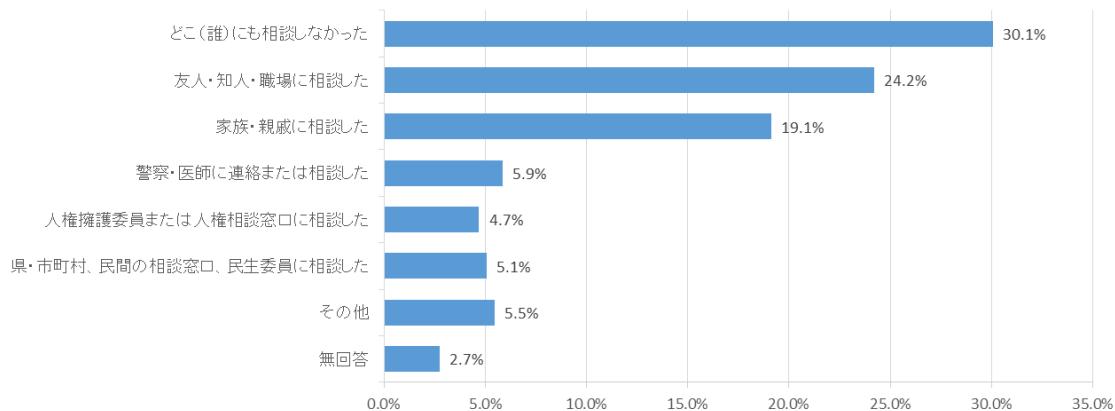
図9 DV（ドメスティック・バイオレンス）を経験又は身近で見聞きしたことがある



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

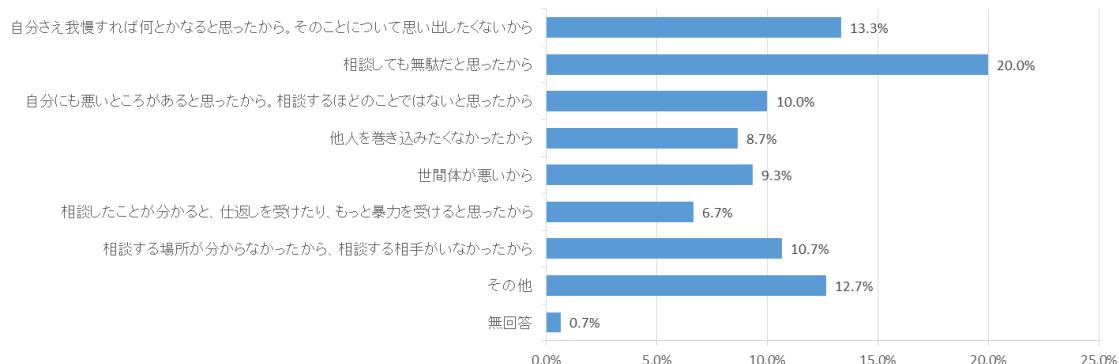
<sup>※14</sup>セクシュアル・ハラスメント…職場において相手の意思に反して行われ、相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。異性間のみならず、同性間の場合も含まれます。

図 10 DV を受けた誰かに相談したか



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

図 11 DV を受けても相談しなかった理由



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

## 施策の方向性[6] 貧困、高齢、障害等により困難を抱えても安心して暮らせる環境の整備

### 【現状と課題】

非正規雇用労働者やひとり親家庭等、雇用や家族形態の変容により、幅広い層で、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況になっています。貧困等の生活上の困難に対応するため、セーフティネットの機能として、貧困等を防止するための取組が必要です。また、貧困等の世代間連鎖や、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等長期的な支援の必要性も指摘されています。

高齢単身女性については、高齢期に達するまでの働き方などで、受給する年金額が低くなることが多いため、男性に比べ貧困率<sup>※15</sup>が高く、生活困難な状況に陥りやすくなっています。

一方で、男性においても非正規雇用労働者が増加しており、今後男性の貧困率も上昇していく可能性があり、性別に関係なく、貧困等を防止する取組が不可欠です。また、高齢単身男性や父子世帯は、地域で孤立する傾向があり、その背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進める必要があります。

性的指向<sup>※16</sup>や性同一性障害等多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすための取組や、性的少数者への支援のあり方について人権尊重の観点から検討が必要です。

また、障害があることや外国人であること等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている場合については、男女共同参画の視点からの取組みも必要です。

---

\*<sup>15</sup> 貧困率…等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯の平方根で割って調整した所得）がその真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合をいいます。

\*<sup>16</sup> 性的指向…性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

## 【主な取組】

### ①生活上、困難を抱えた人、高齢者、障害のある方、外国人等が安心して暮らせる環境整備

- ・高齢期の女性の貧困や低年金・無年金者問題について、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を推進します。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律<sup>※17</sup>等を踏まえて、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、各種取組を推進します。

### ②親子が経済的自立と安定を図るための支援

- ・非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥る女性が増加している中で、長期的な展望に立って働くよう、就業支援や学びなおし支援等の情報を提供します。
- ・貧困の次世代への連鎖を防止するために、貧困状況にある子どもの教育支援等を推進します。

### ③性的指向や性同一性障害等への理解促進

- ・性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況におかれている場合等について、人権教育・啓発活動の促進及び相談機関の情報提供を行います。
- ・児童生徒等においては、学校における相談体制を充実させ、関係機関との連携を図り、支援体制を整備します。

---

<sup>※17</sup> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律… 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

## 施策の方向性[7] 生涯を通じた男女の健康支援

### 【現状と課題】

男女の身体的特徴をそれぞれが理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の大前提です。

男性と女性では、生涯を通じ異なる健康上の問題に直面することから、性差に応じた健康支援が重要であり、特に女性は、妊娠、出産のほか、女性特有の疾患を経験する可能性があることに留意が必要です。

また、ライフステージに応じ、男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、男女の身体的性差を踏まえた、健康支援策の推進を図ることが重要です。

健康の保持・増進のため、日ごろの運動やスポーツに親しむことは、非常に大切です。平成28年に行った市民アンケート調査では、「習慣的に運動を実施している」と回答した人は、全体の26.4%しかおらず、実施していないと回答した人は、7割を超えました。生涯を見通した健康づくりを推進するためには、年齢によらず、男女ともに習慣的な運動やスポーツに親しむことを促進することが必要です。

男性は女性に比べ精神面で孤立しやすく、若年層を含め、経済・生活問題や勤務問題が背景にある自殺も多いなど、特徴的な課題があり、相談体制の充実など、精神面でのケアが引き続き重要です。

### 【主な取組】

#### ①生涯を通じた男女の健康問題への対応と健康増進

- ・性差により健康上の問題は異なることから、ライフステージに応じた健康問題への対応と健康増進へ向けた取組を推進します。

#### ②性差を考慮した健康相談や情報提供の充実

- ・人生の各段階に応じた健康相談や健康づくりのための情報提供を行います。

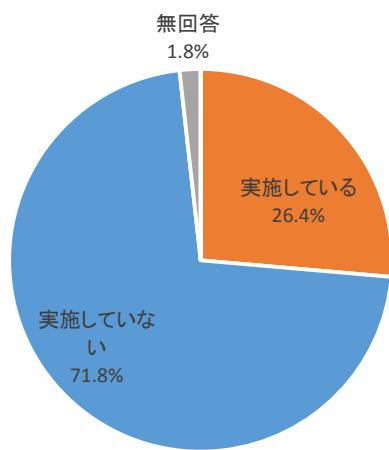
#### ③妊娠と出産に関する保護と母子保健対策の充実

- ・妊娠・出産期の健康管理の充実と母子保健対策の充実を図ります。

#### ④心の健康を保つための支援の充実

- ・男性、女性にかかわらず心の健康を保ち、生き生きと暮らしていくため、精神面でのケアの充実を図ります。

図 12 運動の習慣について



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

## **施策の方向性[8] 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進**

### **【現状と課題】**

急速に人口減少が進む状況の中、活力ある地域社会を形成し発展させるためには、それぞれの地域で、男女ともに希望に応じて安心して働き、それぞれの役割を担いながら暮らしていける地域社会の実現が不可欠です。

高齢者福祉や子育て、環境活動など、地域で行われる様々な活動は、女性が多く参加する一方、PTA や自治会、町内会等地域団体における代表等の役職については、多くを男性が担っています。

今後多様な住民活動へ、男女にとらわれず多く参画し、さらにリーダーとして女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進していくことが重要です。

### **【主な取組】**

#### **①地域における男女共同参画の基盤づくりと活動の推進**

- ・ 地域の特定の活動が片方の性や限られた年齢層に偏ることのないよう、地域活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進するための基盤を作るとともに、地域活動における男女共同参画を推進します。

#### **②男女共同参画の視点に立ったまちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進**

- ・ 男女共同参画の視点を踏まえ、行政とまちづくり、観光、文化を通じた地域活動を行っている団体等との連携を促進するとともに、女性の人材育成を推進します。

#### **③男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進**

- ・ 環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう、環境保全活動等の取組を推進します。

### 基本目標Ⅲ

## 男女共同参画推進の基盤づくり

男女共同参画社会形成のためには、社会制度や慣行が社会経済の急速な変化に対応し、中立的に新たな制度を構築し、抜本的に見直し続けられなければなりません。

男女共同参画を実現していくうえで、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消や子どものころからの人権尊重を基盤とした男女平等感の形成が重要です。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が防災・復興を円滑に進める基盤となります。女性は防災・復興の主体的な担い手であり、平常時から女性のリーダーシップを促進し、様々な意思決定過程への女性の参画が重要です。

### 男女共同参画社会の認知度 目指そう値 50%

男女共同参画に関する市民アンケート 平成23年38.6%→平成28年40.8%

### 【施策の方向性】

9	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
11	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

## **施策の方向性[9] 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革**

### **【現状と課題】**

家族形態の変化やライフスタイルの多様化が進む中で、男女の社会における活動の選択が中立に働くよう、社会制度や慣行が見直されなければなりません。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識や、能力や適性に対する固定的な見方・性差に関する偏見は、女性がその個性と能力を発揮し、活躍するための障害となっています。

このような意識は、長時間労働を当然とする男性を中心とした働き方につながり、男性が家事子育て介護等に十分に貢献できないことから、男性にとってこれらの経験から導かれる多様な価値観の醸成や視野を広げる機会を逃すことになっています。

平成 28 年に行った 「男女共同参画に関する市民アンケート」によると、「社会通念・慣習・しきたり」では、男性優遇の意識が、平成 23 年が 67.1%、平成 28 年は 69.0%と高い割合になっています。また、「平等になっている」は、平成 23 年が 17.7%、平成 28 年が 12.1%と減少しています。

固定的性別役割分担意識を解消し、あらゆる分野で多様な人財が積極的に参画する選択を可能にし、男女ともに暮らしやすい社会を実現することが重要です。

### **【主な取組】**

#### **①男女の人権尊重の正しい理解と啓発活動の推進**

- ・人権尊重の理解促進のため、様々な教育啓発活動を推進します。

#### **②男女共同参画の理解促進及び救済・相談の充実**

- ・男女共同参画の重要性を認識し、理解できるよう、情報紙を定期的に発行します。
- ・男女共同参画に関する情報を収集し、救済、相談窓口の情報提供をします。

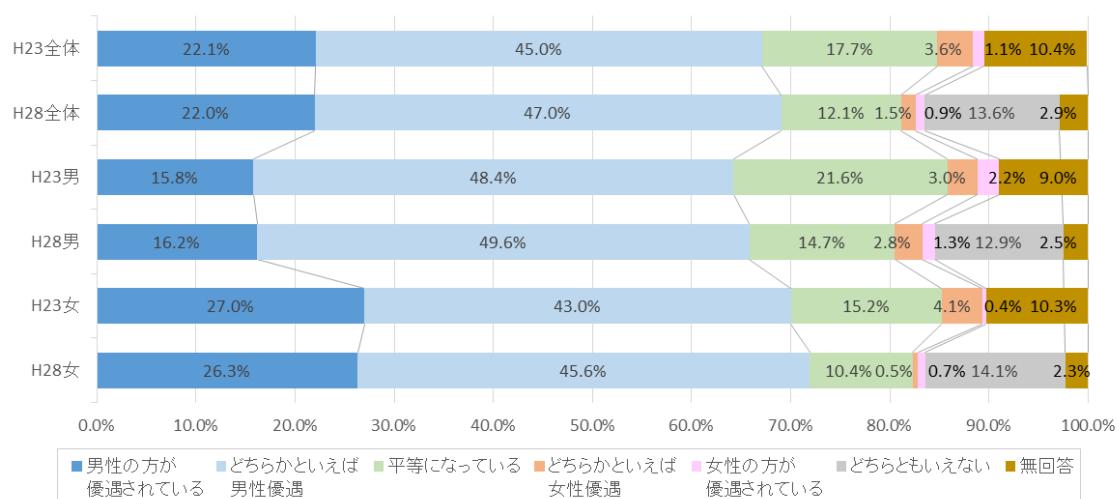
### ③男性にとっての男女共同参画の推進

- ・長時間労働を当然とする慣行をなくし、固定的性別役割分担意識解消を目指します。

### ④男性の家庭・地域への参画の推進

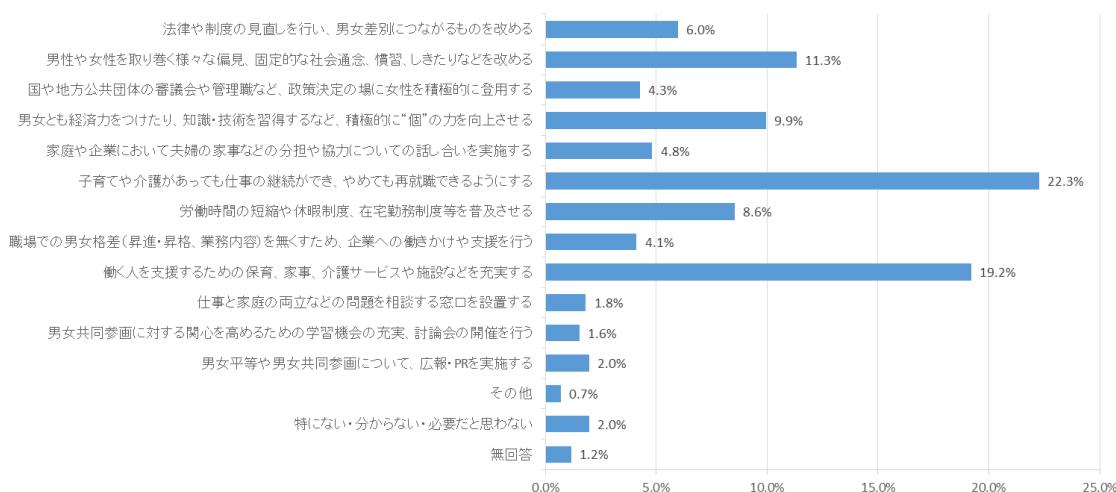
- ・長時間労働を解消し、男性が家事・子育て・介護・地域活動等に参画するための取組を推進します。

図 13 「社会通念・慣習・しきたり」などにおける平等感について



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

図 14 男女共同参画社会実現のために必要なこと



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

## 施策の方向性[10] 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

### 【現状と課題】

学校教育において男女共同参画の理解を深める機会を有することは、将来の男女共同参画社会実現の基盤となるものです。

子どものころに形成された男女共同参画意識は、生涯にわたり影響を与えるものであり、男女共同参画社会の実現へ最も重要なものとなります。

インターネットやスマートフォンといった情報通信機器の普及は、子どもや青少年の利用者を取り巻く状況を急激に変化させており、情報を正しく安全に活用するための情報モラル教育やメディア・リテラシー<sup>※18</sup>教育など情報教育を推進することが必要です。

### 【主な取組】

#### ①男女共同参画の理解、促進に向けた教育・学習の充実

- ・学校教育等における男女共同参画に対する理解促進のため、教育学習の充実を図ります。

#### ②子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

- ・子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、総合的なキャリア教育<sup>※19</sup>を推進します。

#### ③生涯学習活動における男女共同参画の啓発

- ・生涯にわたり男女共同参画に対する理解促進のため、生涯学習活動を推進します。

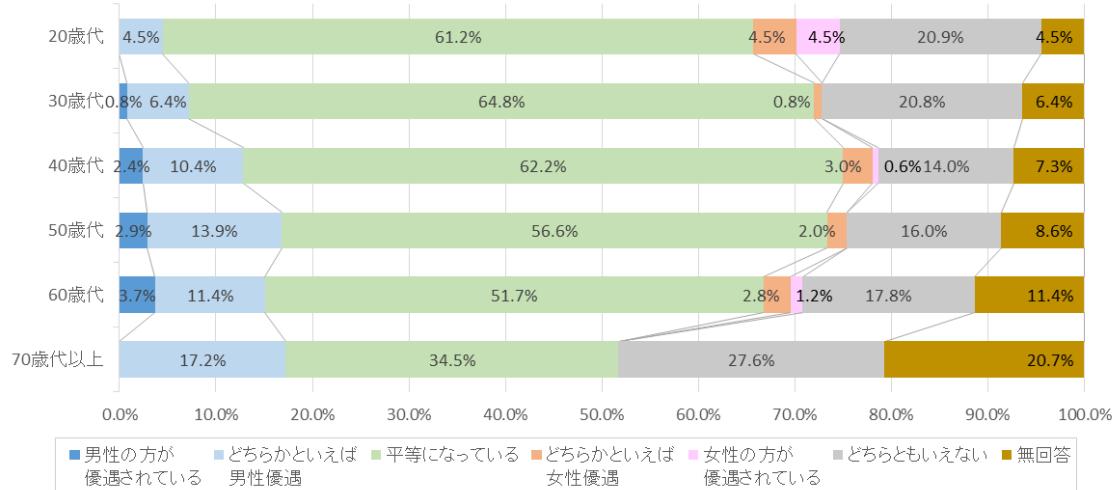
#### ④メディアにおける男女共同参画の推進

- ・様々なメディアを活用した男女共同参画の理解を促進するとともに、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育などの情報教育を推進します。

<sup>※18</sup> メディア・リテラシー…メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

<sup>※19</sup> キャリア教育…児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

図 15 学校教育の場における男女の平等感について



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）

## 施策の方向性[11] 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

### 【現状と課題】

平常時にどれだけ男女共同参画の視点に立った防災対策をしていたかにより、災害時の避難所運営や被災者支援等における円滑な対応に影響が生じてきます。

また、さまざまな社会的立場によって影響は異なることから、平常時から固定期的な性別役割分担意識をなくした防災・復興対策を進める必要があります。

そのためにも、消防団や自主防災組織等への女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図っていくことが大切です。

災害時には、男性、女性、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等多様なニーズを把握し、避難所運営を進めていくため、男性だけでなく女性も避難所運営に参画し、双方の意見を取り入れることが非常に重要です。

### 【主な取組】

#### ①平常時における男女共同参画による防災の重要性の発信

- ・災害時にその地域がどれだけ男女共同参画での取組を行ってきたかが顕著に現れるため平常時から男女共同参画による防災の重要性を発信していきます。

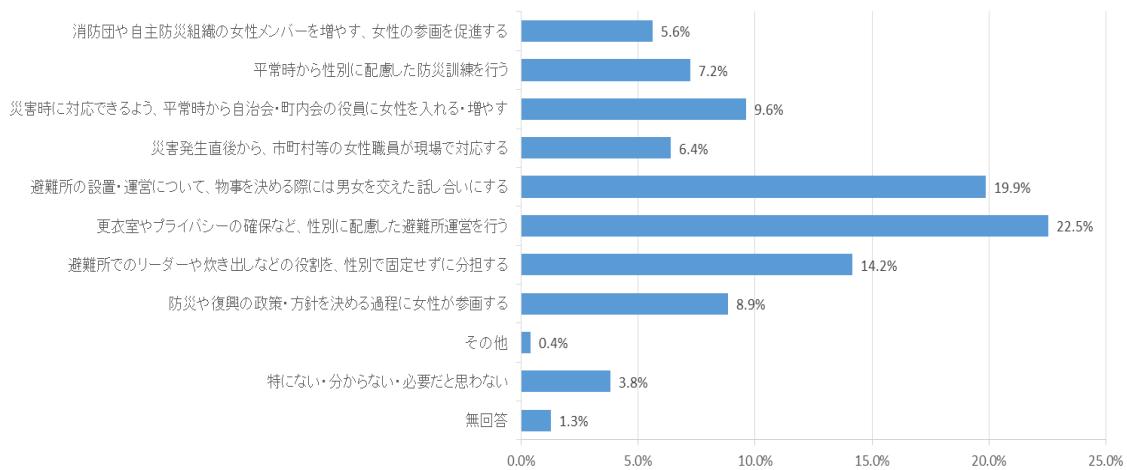
#### ②災害時における男女共同参画の視点を反映させた対応と環境整備

- ・男性、女性で、災害時の影響が異なるため、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応及び環境の整備を行います。

#### ③地域防災や復興まちづくりを担う女性リーダーの人財育成

- ・男女がともに地域を担うことの重要性が増し、防災や復興まちづくりを含む地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしていく必要があるため、女性リーダーの養成等、人財育成を促進します。

図 16 性別に配慮した防災・災害対応のために必要なこと



資料：市 男女共同参画室 「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成 28 年）



## **第4章 推進体制**



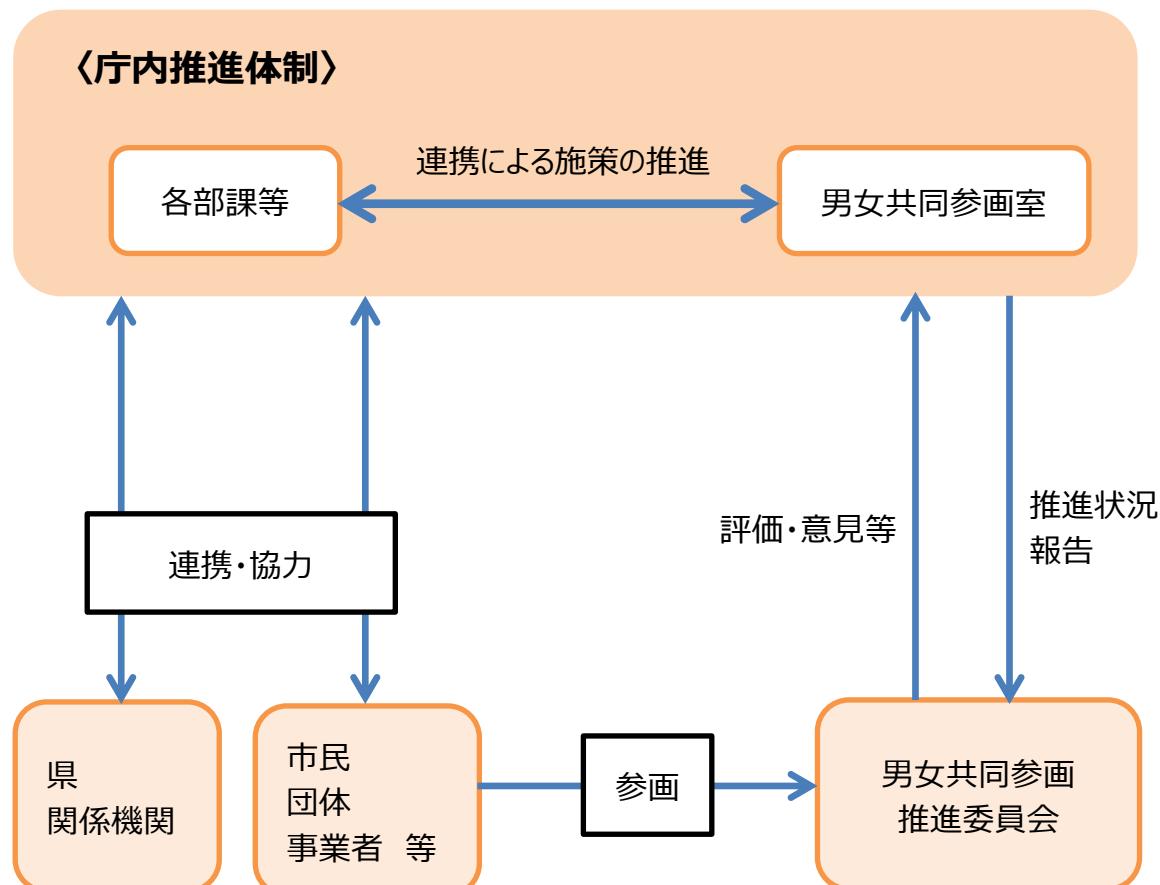
## 推進体制

男女共同参画社会の実現を目指すため、あらゆる分野で様々な取組を行うことが必要です。

そのために、市では男女共同参画計画の推進について、全庁的かつ横断的に取り組むため、男女共同参画推進体制を強化し、職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し意識を高め、その視点を他の施策や他の計画に積極的に取り入れることができるよう推進を図ります。

また、関係機関や民間団体等と連携を密にし、積極的に施策を推進します。

五所川原市男女共同参画推進委員会を中心として、男女共同参画施策の推進や、市の事業の進捗状況の確認を行っていきます。





## 參 考 資 料



## 五所川原市男女共同参画推進委員会委員

任期：平成27年5月22日から平成29年5月21日まで

No	氏名	備考
1	成田 武司	委員長
2	木村 一善	
3	境谷 葉子	副委員長
4	原 祥子	
5	辻 悅子	
6	小野 列子	
7	土岐 和子	
8	濫谷 多加	
9	津島 弘美	
10	八木澤 淳	



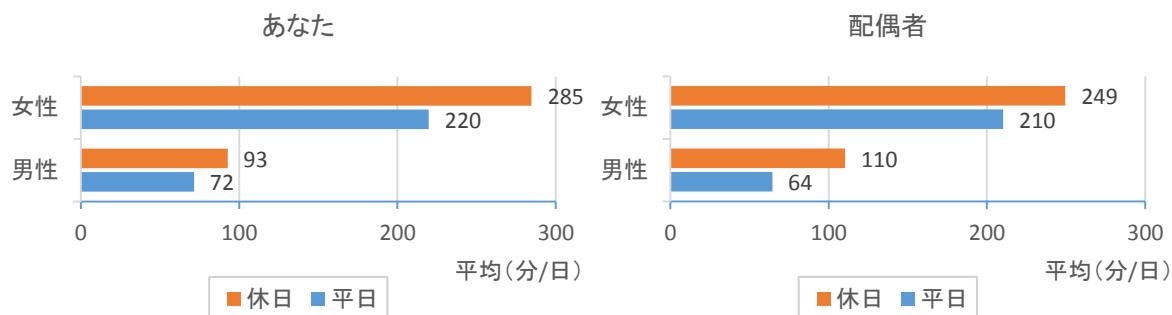
## 平成 28 年度男女共同参画に関する市民アンケート調査集計結果(抜粋)

市では、これまでの施策の実施状況等を踏まえた現状の把握と問題点を探るとともに、平成 29 年度からの新たな男女共同参画計画策定に向けた基礎資料とするため、「五所川原市男女共同参画に関する市民アンケート」を実施しました。

調査期間	平成 28 年 7 月 19 日～平成 28 年 7 月 31 日
調査対象	20 歳以上の市民から無作為抽出
標本数	3,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
回収数	959 件
有効回収数	959 件
有効回収率	32.0%

### ○育児や家事を行う時間

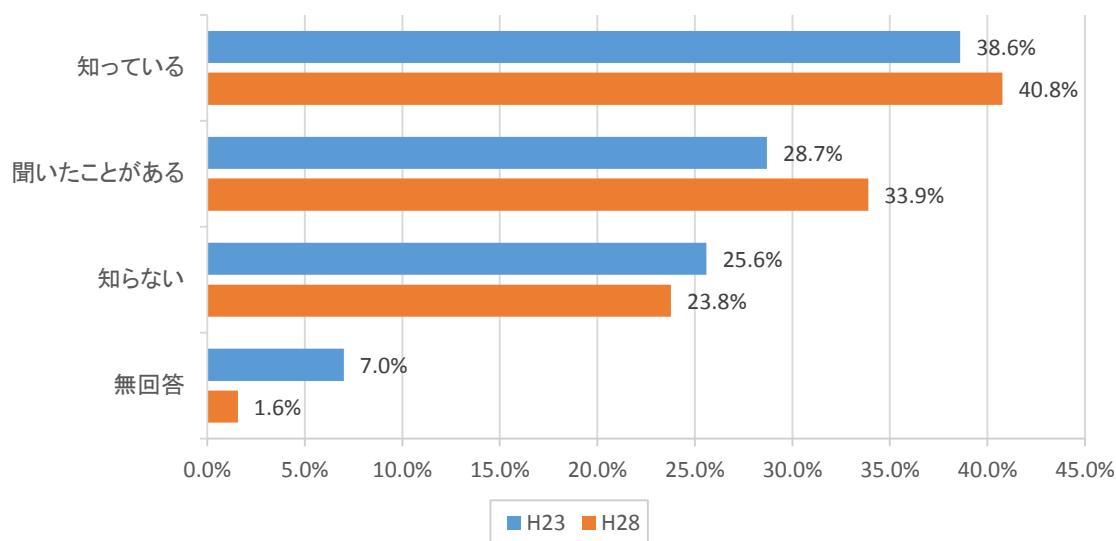
本人でも配偶者でも女性の方が、「育児や家事を行う時間」は、平日も休日も多くなっています。



## ○言葉の認知度

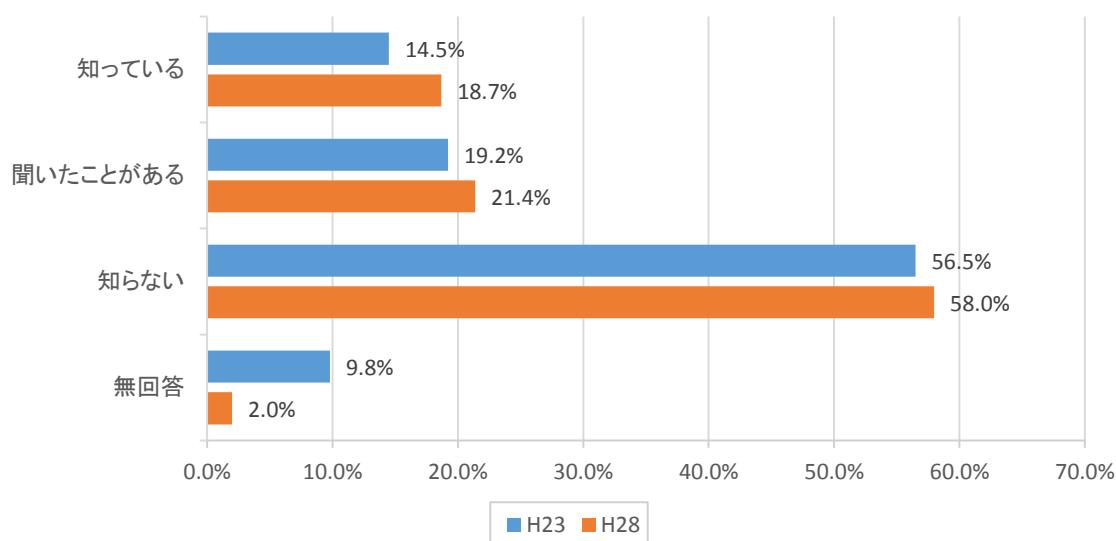
### ア 男女共同参画社会

前回平成 23 年の調査に比べ、「知っている」と回答した割合が 2.2 ポイント上がりつて 40.8% という結果になっています。また、「聞いたことがある」と回答した割合は 5.2 ポイント上がり 33.9%、「知らない」と回答した割合は 1.8 ポイント下がり 23.8% となっています。



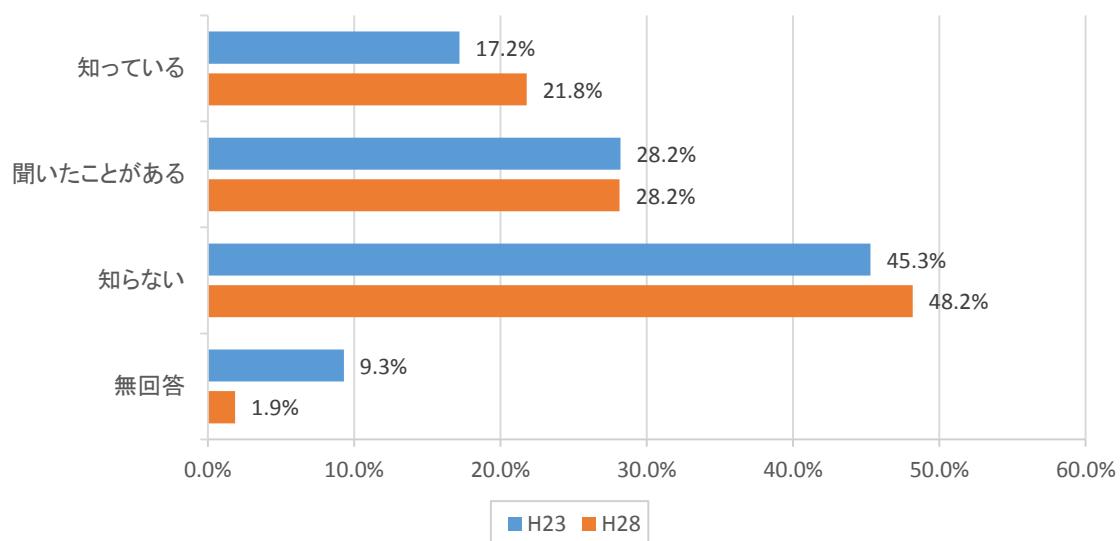
### イ ジェンダー（社会的・文化的な男女の差異）

前回平成 23 年の調査に比べ、「知っている」と回答した割合が 4.2 ポイント上がり、18.7% という結果になっています。また、「聞いたことがある」と回答した割合は 2.2 ポイント上がり 21.4%、「知らない」と回答した割合は 1.5 ポイント上がり 58.0% となっています。



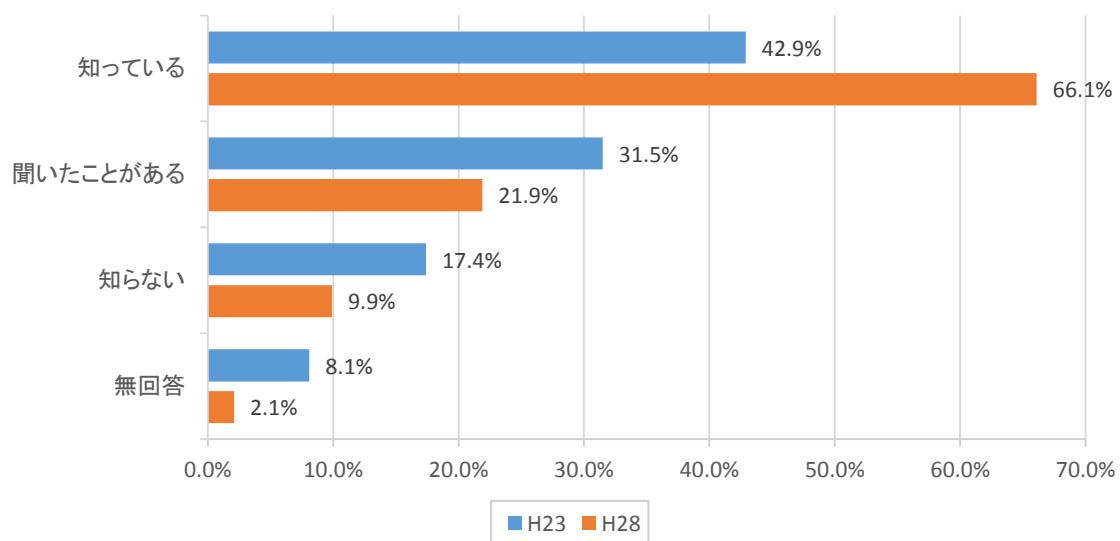
## ウ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

前回平成 23 年の調査に比べ、「知っている」と回答した割合が 4.6 ポイント上がり 21.8% という結果になっています。また、「聞いたことがある」と回答した割合は変わらず 28.2%、「知らない」と回答した割合は 2.9 ポイント上がり 48.2% となっています。



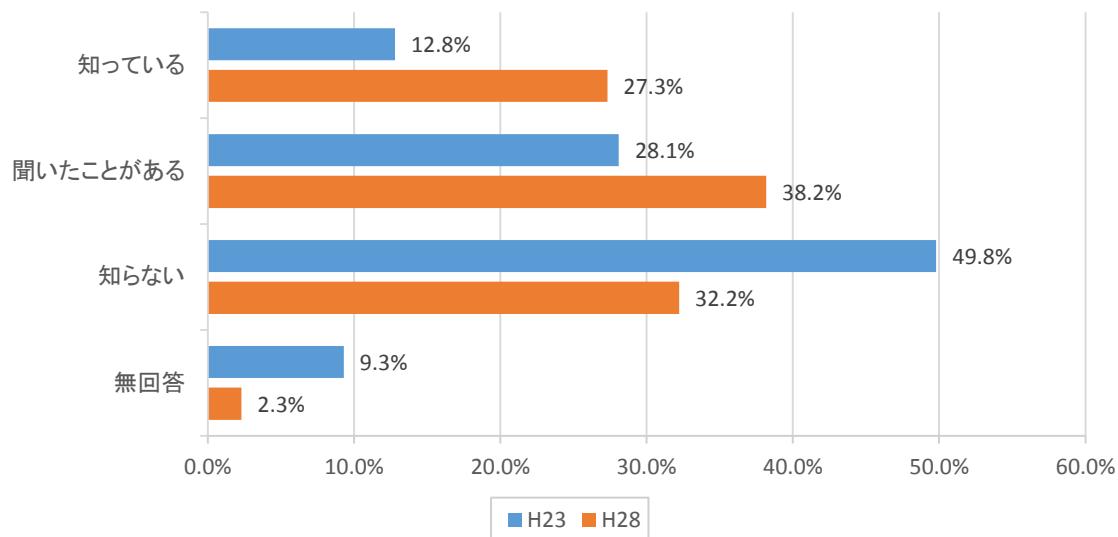
## エ 男女雇用機会均等法

前回の平成 23 年調査に比べ、「知っている」と回答した割合が 23.2 ポイント上がり 66.1% という結果になっています。また、「聞いたことがある」と回答した割合は 9.6 ポイント下がり 21.9%、「知らない」と回答した割合は 7.5 ポイント下がり 9.9% となっています。



## 才 女性差別撤廃条約

前回の平成 23 年調査に比べ、「知っている」と回答した割合が 14.5 ポイント上がり、27.3% という結果になっています。また、「聞いたことがある」と回答した割合は 10.1 ポイント上がり 38.2%、「知らない」と回答した割合は 17.6 ポイント下がり 32.2% となっています。



## ○分野別男女平等

今年度の調査では、「どちらともいえない」の新たな選択肢を設けた影響もあり、平成23年の調査に比べ、ほぼ全ての分野で男性優遇の意識が依然として高い傾向となっています。唯一、「学校教育の場」においては、男性優遇の意識が減少し、平等の意識が半数を超えていました。

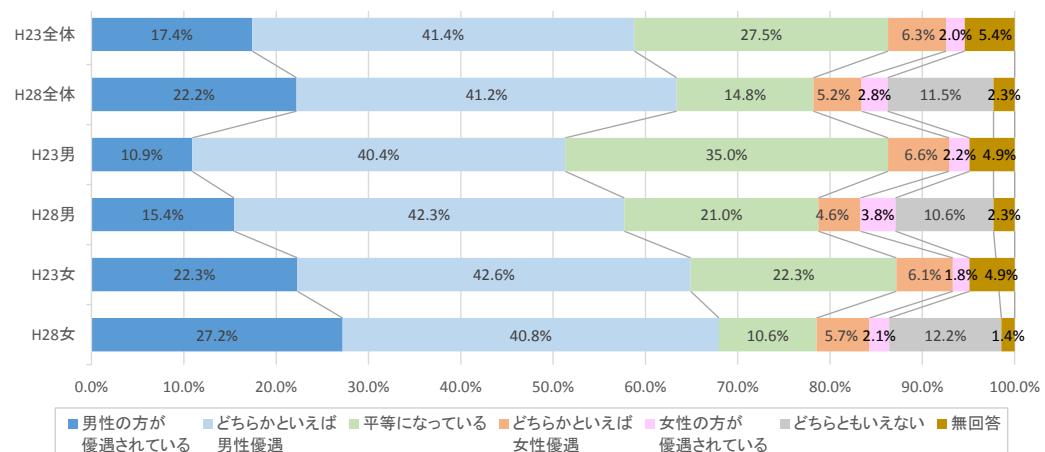
### ア 家庭生活

「家庭生活」については、「どちらかといえば男性優遇」が平成23年は41.4%、平成28年は41.2%とほぼ同じですが、「男性の方が優遇されている」が平成23年は17.4%、平成28年は22.2%となっており、4.8ポイント増加しています。反対に、「平等になっている」が平成23年は27.5%、平成28年は14.8%となっており、12.7ポイント減少しています。

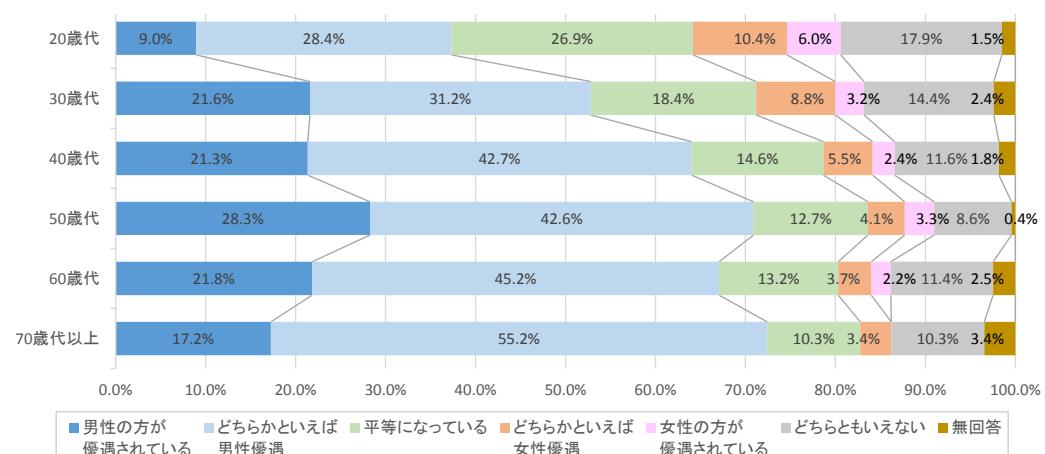
性別で見ると、「男性の方が優遇されている」が、男性は平成23年が10.9%、平成28年が15.4%であり、女性は平成23年が22.3%、平成28年が27.2%と男女差はあるものの、いずれも増加しています。また、平成28年に「平等になっている」と回答した男性は21.0%、女性は10.6%と、男女で10.4ポイントの差があります。

年齢別で見ると、若い人ほど平等の意識が高く、反対に年齢が上がるにつれ、男性優遇の意識が高くなっています。

### 【H23との比較】



### 【H28 全体】



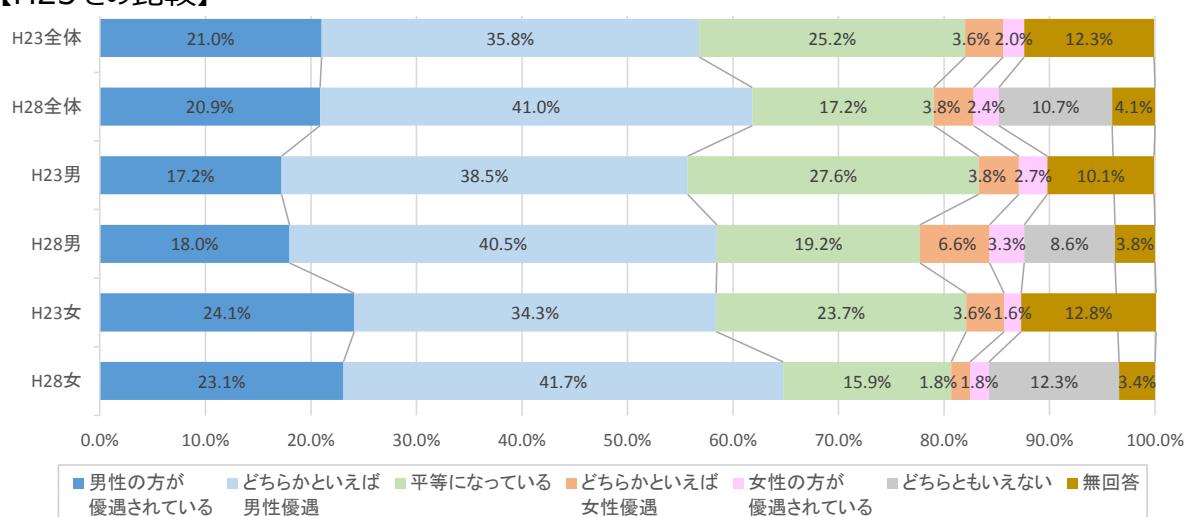
## イ 職場

職場においては、「男性の方が優遇されている」が平成 23 年は 21.0%、平成 28 年は 20.9%と減少していますが、「どちらかといえば男性優遇」が平成 23 年は 35.8%、平成 28 年は 41.0%となっており、平成 23 年より 5.2 ポイント増加しています。また、「平等になっている」は平成 23 年が 25.2%、平成 28 年が 17.2%となっており、平成 23 年より 8.0 ポイント減少しています。

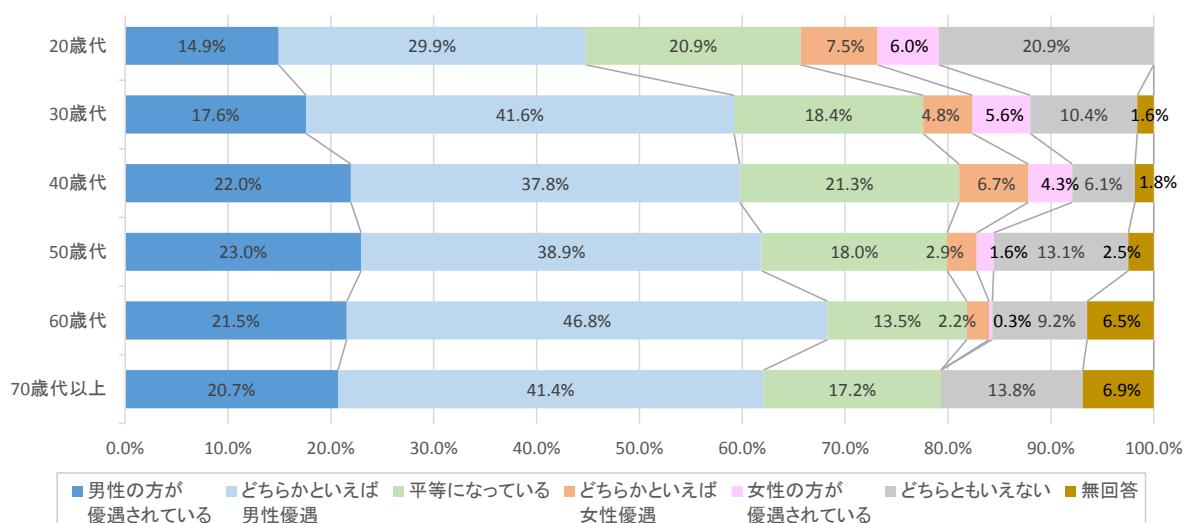
性別で見ると、「平等になっている」は、男性は平成 23 年が 27.6%、平成 28 年が 19.2%で 8.4 ポイント、女性は平成 23 年が 23.7%、平成 28 年が 15.9%で 7.8 ポイント減少しており、減少率は男性の方が高くなっています。

年齢別で見ると、20 歳代以外の年代で、男性優遇の意識が半数を超えていました。

### 【H23 との比較】



### 【H28 全体】



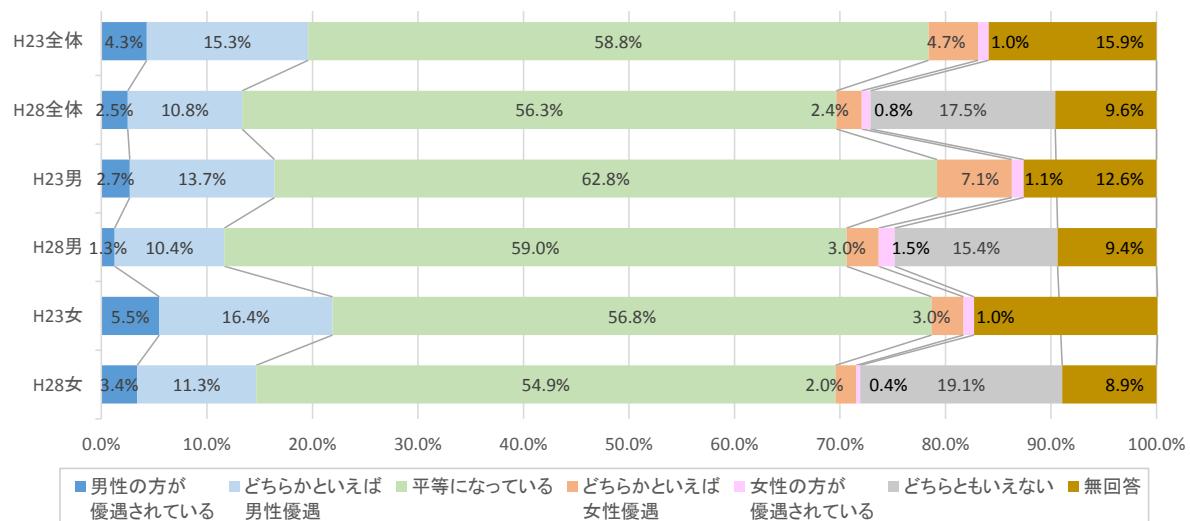
## ウ 学校教育の場

「学校教育の場」においては、「平等になっている」は平成23年が58.8%、平成28年が56.3%で、他の項目に比べ平等の意識は高くなっています。

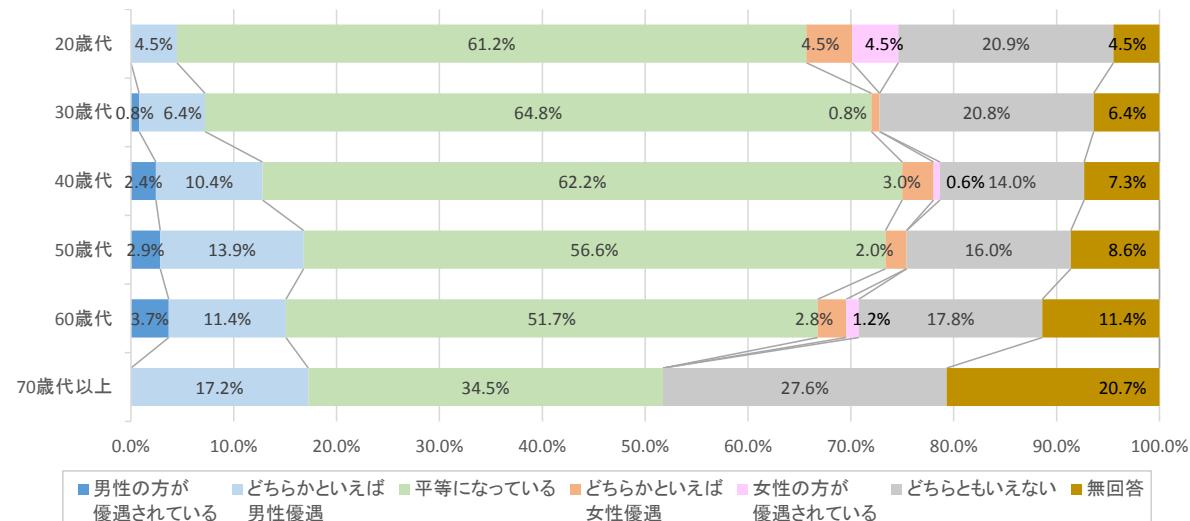
性別で見てみると、女性では平成23年に比べて「どちらかといえば男性優遇」が大きく減少しています。

年代別で見ると、20歳代では「どちらかといえば女性優遇」がやや多く、70歳代以上以外の年代では、「平等になっている」が半数を超えていました。

### 【H23との比較】



### 【H28全体】



## エ 地域社会の場

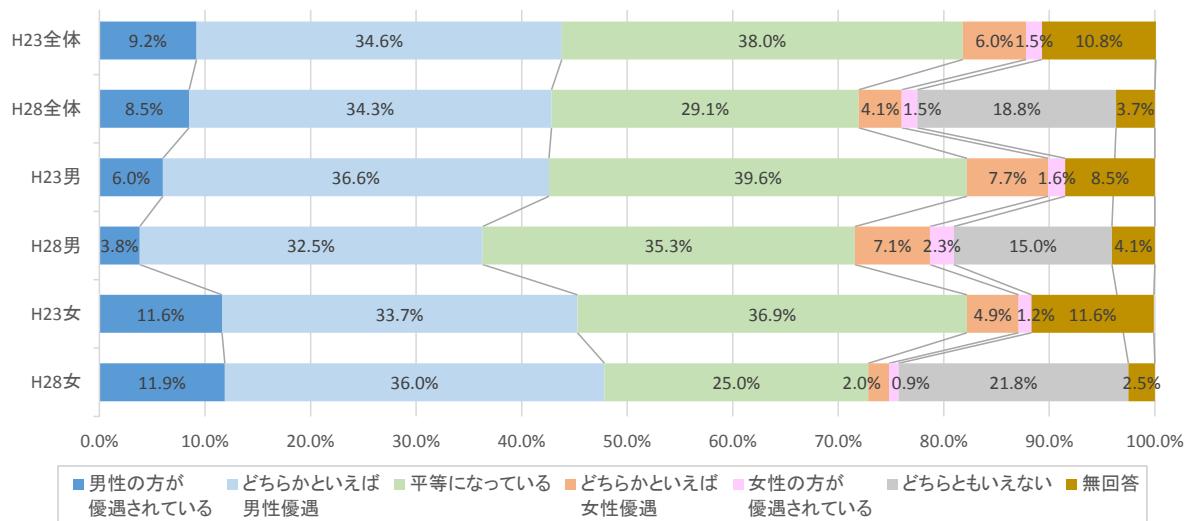
「地域社会の場」においては、平成 23 年度に比べて大きな変化はなく、男性優遇の意識と平等の意識の割合が高くなっています。

性別で見ると、平成 23 年に比べ、男性優遇の意識が、男性は平成 23 年が 42.6%、平成 28 年が 36.3% で 6.3 ポイント減少しているのに対し、女性は平成 23 年が 45.3%、平成 28 年が 47.9% と 2.6 ポイント増加しています。

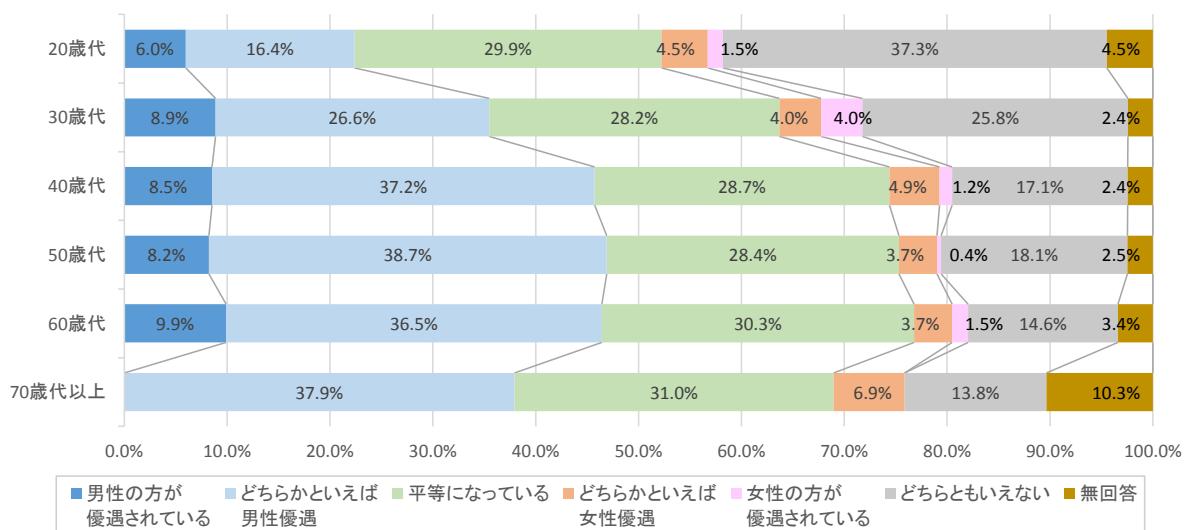
また、「平等になっている」は、男性は平成 23 年が 39.6%、平成 28 年が 35.3% であり、女性は平成 23 年が 36.9%、平成 28 年が 25.0% といずれも減少しています。

しかし、年齢別で見ると、男性優遇の意識は、20 歳代、30 歳代では低く、40 歳代から 60 歳代では半数近くなっていますが、全年代において、平等の意識が 3 割近くとなっています。

### 【H23 との比較】



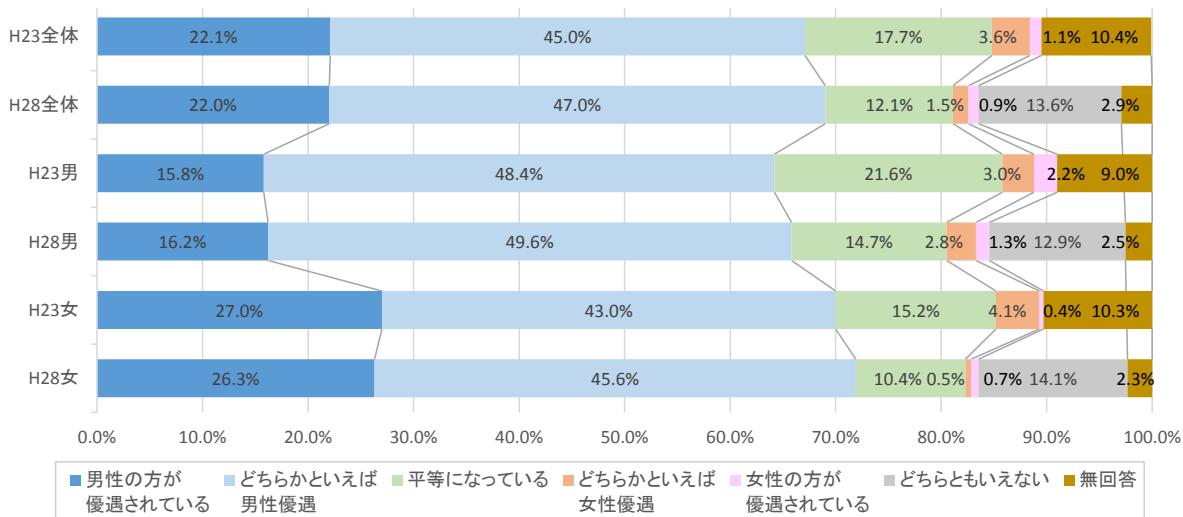
### 【H28 全体】



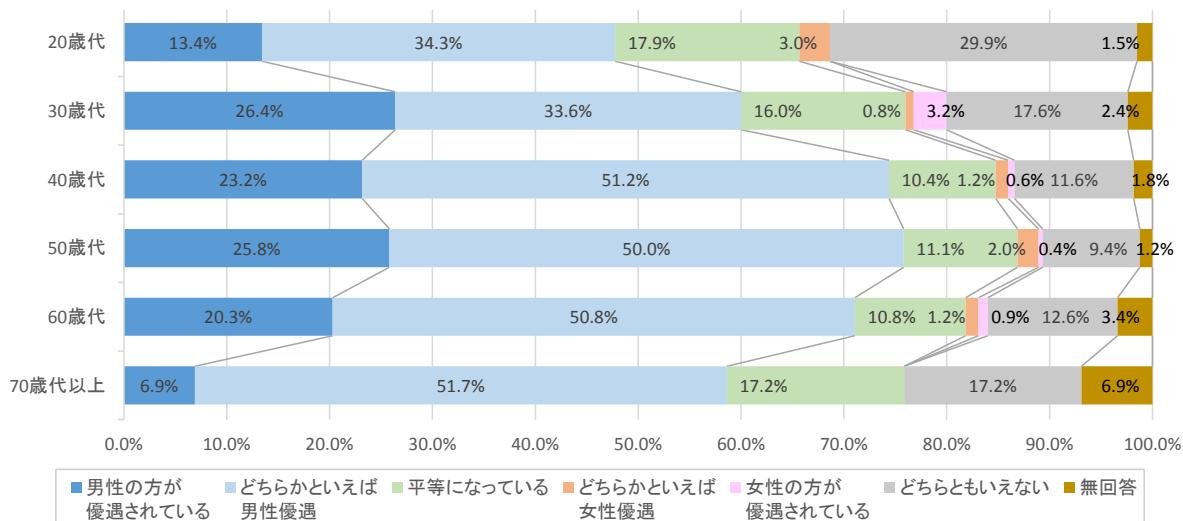
## 才 社会通念・慣習・しきたりなど

「社会通念・慣習・しきたりなど」では、男性優遇の意識が、平成 23 年は 67.1%、平成 28 年は 69.0%と高い割合になっています。また、「平等になっている」は平成 23 年が 17.7%、平成 28 年が 12.1%と平成 23 年より 5.6 ポイント減少しています。性別で見ると、男性優遇の意識が、男性は平成 23 年が 64.2%、平成 28 年が 65.8%、女性は平成 23 年が 70.0%、平成 28 年が 71.9%といずれも増加しています。年代別で見ると、全年代において男性優遇の意識が高くなっています。特に 40 歳代から 60 歳代は、男性優遇の意識が 7 割を超えており、40 歳代は 7 割を超過しています。

### 【H23 との比較】



### 【H28 全体】



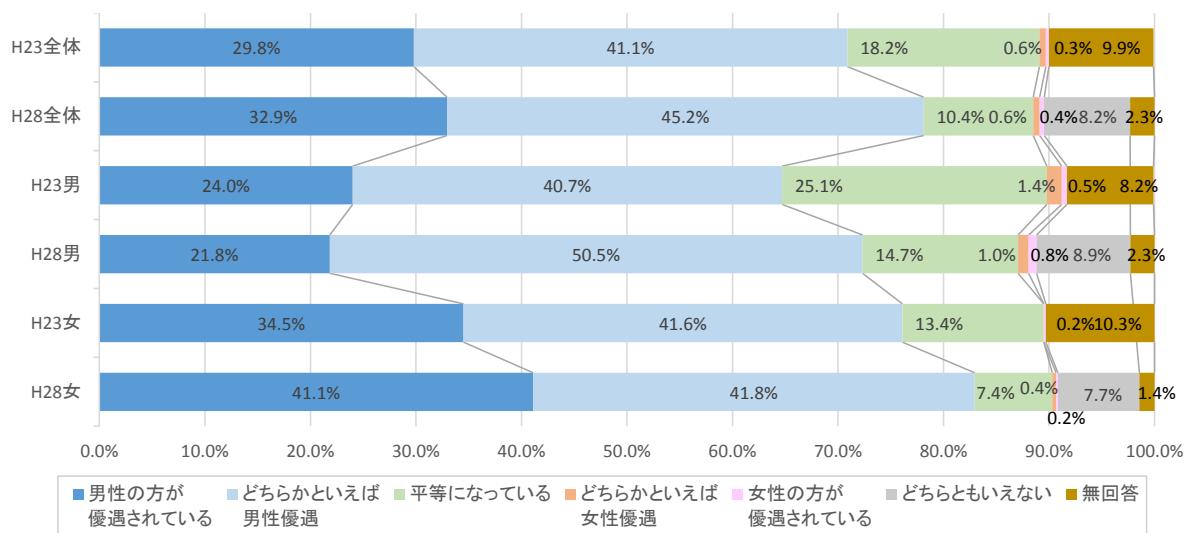
## 力 政治の場

「政治の場」においては、男性優遇の意識が、平成 23 年は 70.9%、平成 28 年は 78.1% と高い割合になっています。また、「平等になっている」は平成 23 年が 18.2%、平成 28 年が 10.4% となっています。

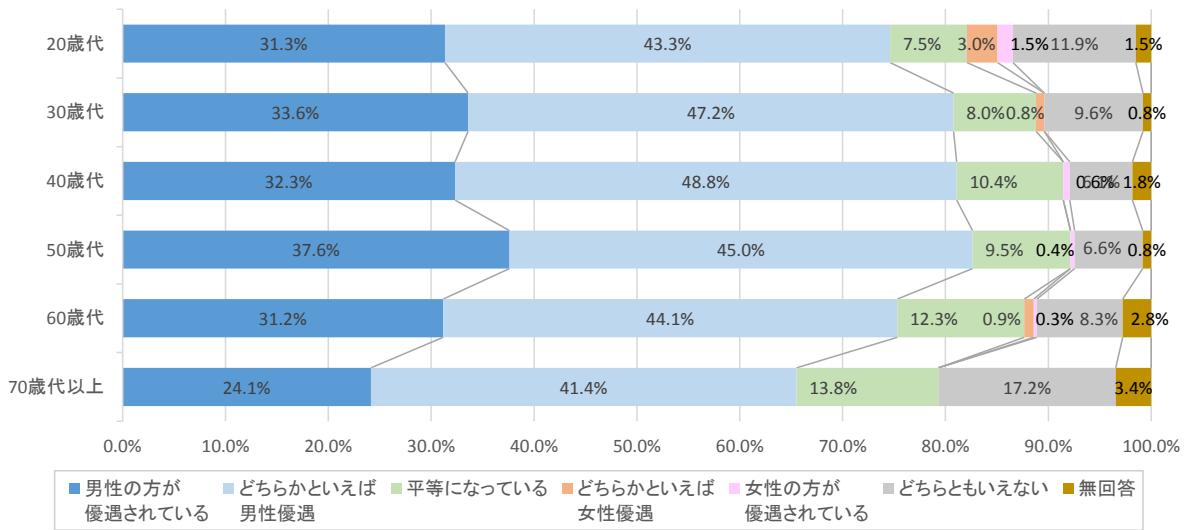
性別で見ても、全体と同様、男女とも男性優遇の意識が高く、特に女性はさらに男性優遇の意識が高くなっています。

年代別で見ても、全年代において男性優遇の意識が高く、平等の意識は低くなっています。

## 【H23との比較】



## 【H28 全体】



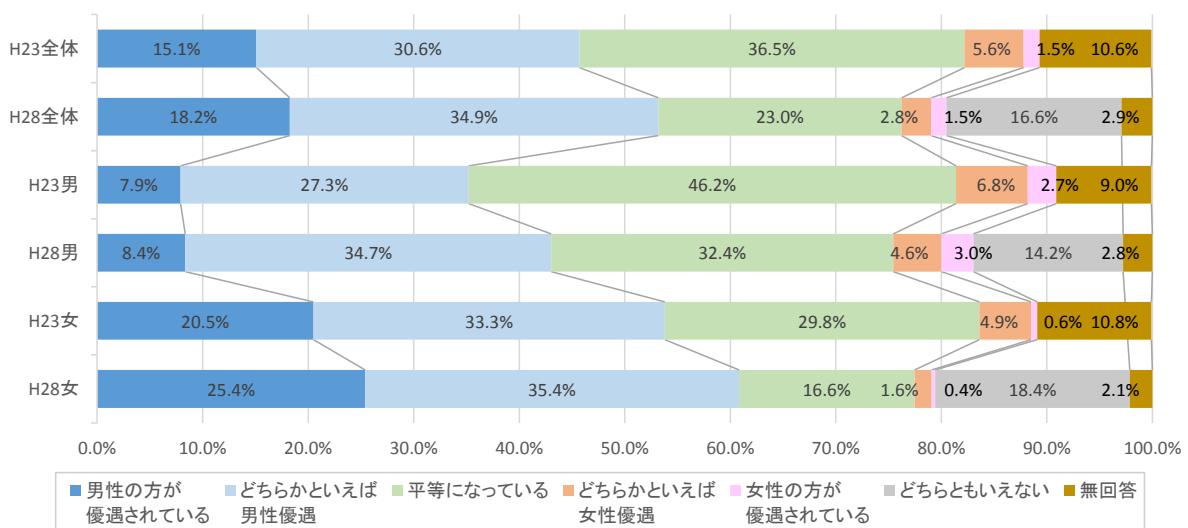
## キ 法律や制度

「法律や制度」に対しては、男性優遇の意識が、平成 23 年は 45.7%、平成 28 年は 53.1%となっています。また、「平等になっている」は平成 23 年が 36.5%、平成 28 年が 23.0%となっています。

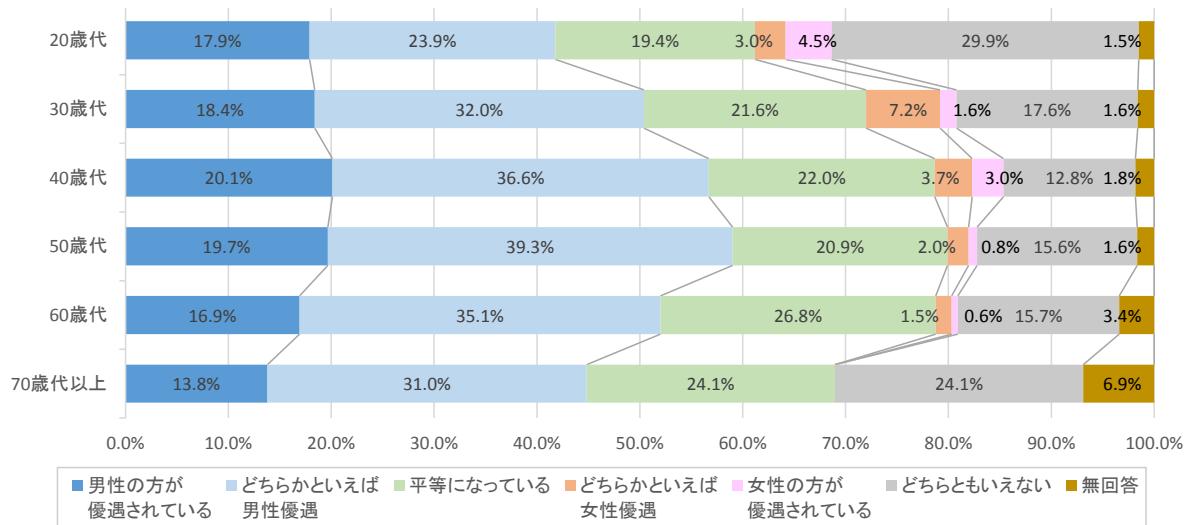
性別で見ても、全体と同様、男女とも男性優遇の意識が高くなっていますが、男女別の割合を見ると、「男性の方が優遇されている」は、平成 28 年で男性は 8.4%、女性は 25.4%と 17.0 ポイント、「平等になっている」は、平成 28 年で男性は 32.4%、女性は 16.6%と 15.8 ポイントの差があります。

年代別で見ると、20 歳代と 70 歳代以上では、男性優遇の意識は 5 割未満となっていますが、それ以外の年代では男性優遇が 5 割を超えています。「平等になっている」という割合は、全年代において概ね同じで 2 割程度となっています。

### 【H23 との比較】



### 【H28 全体】



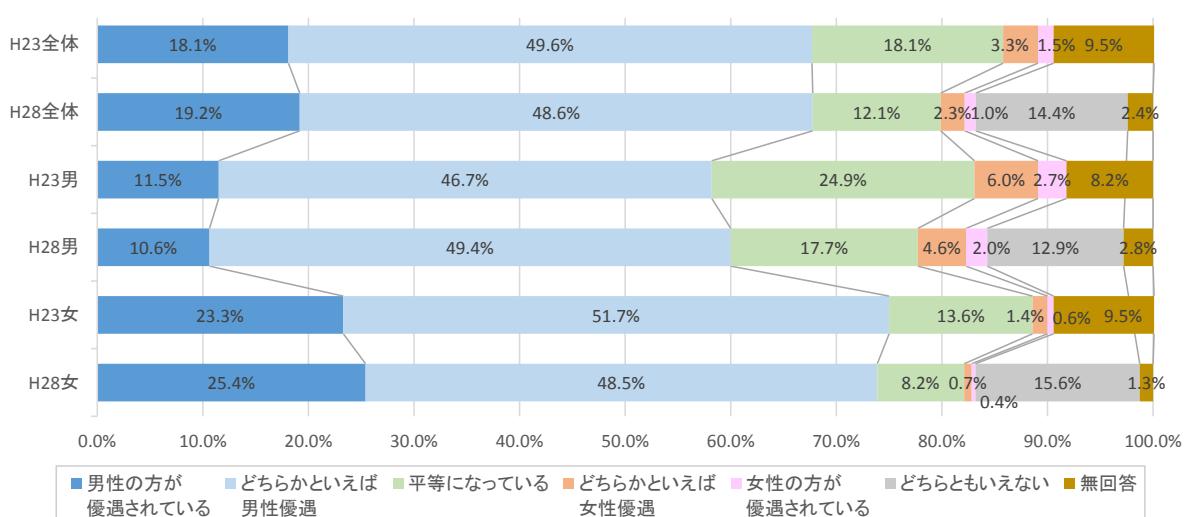
## ク 社会全体

「社会全体」においては、男性優遇の意識が、平成 23 年は 67.7%、平成 28 年は 67.8% となっており、依然として 7 割近くとなっています。

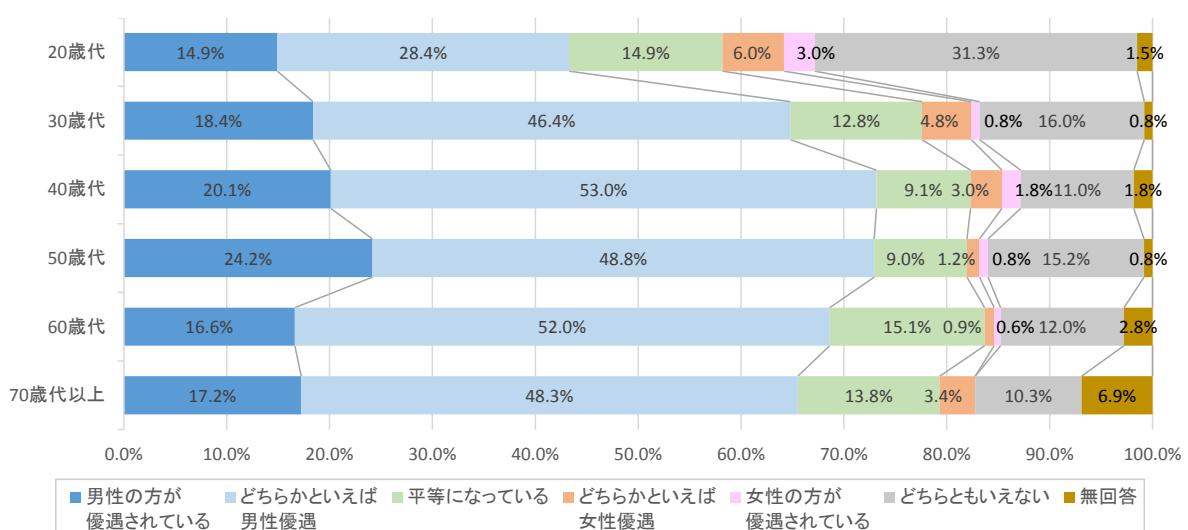
性別で見ると、全体と同様、男女とも男性優遇の意識が高くなっています。平等の意識が低くなっていますが、男女別の割合を見ると、男性優遇の意識は、男性が平成 23 年は 58.2%、平成 28 年は 60.0% と微増する一方、女性が平成 23 年は 75.0%、平成 28 年は 73.9% となっており、横ばいとなっています。

年代別で見ると、20 歳代以外の年代で、男性優遇の意識が 6 割以上と非常に高くなっています。

## 【H23 との比較】

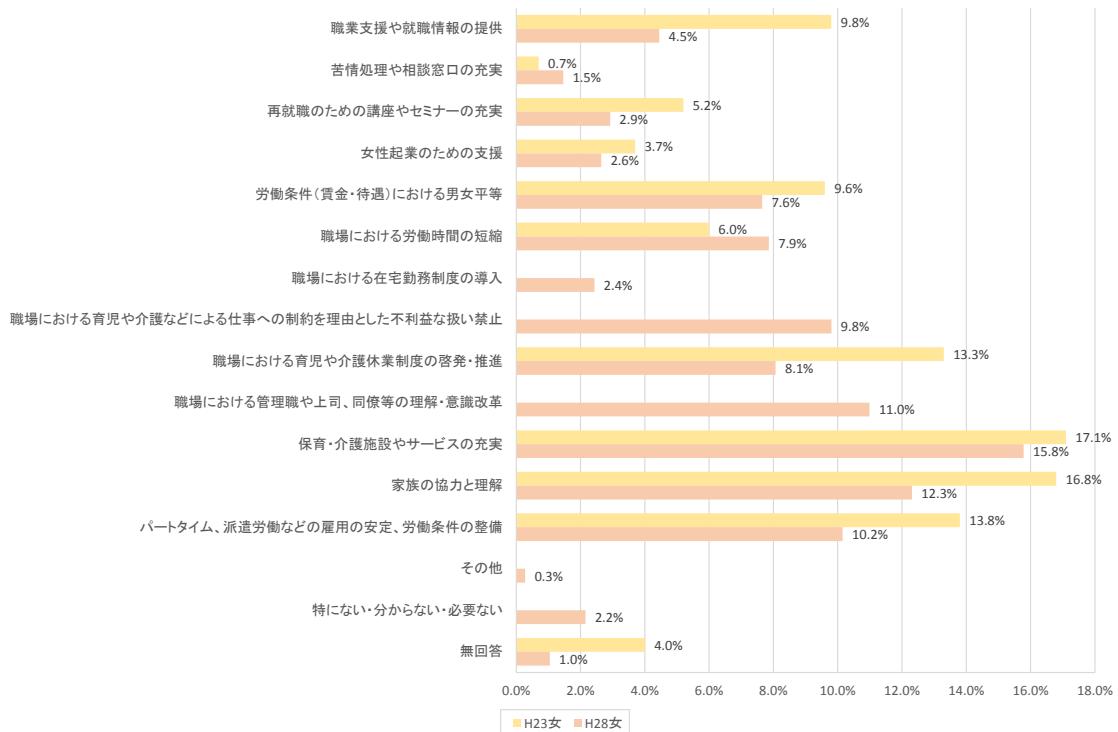
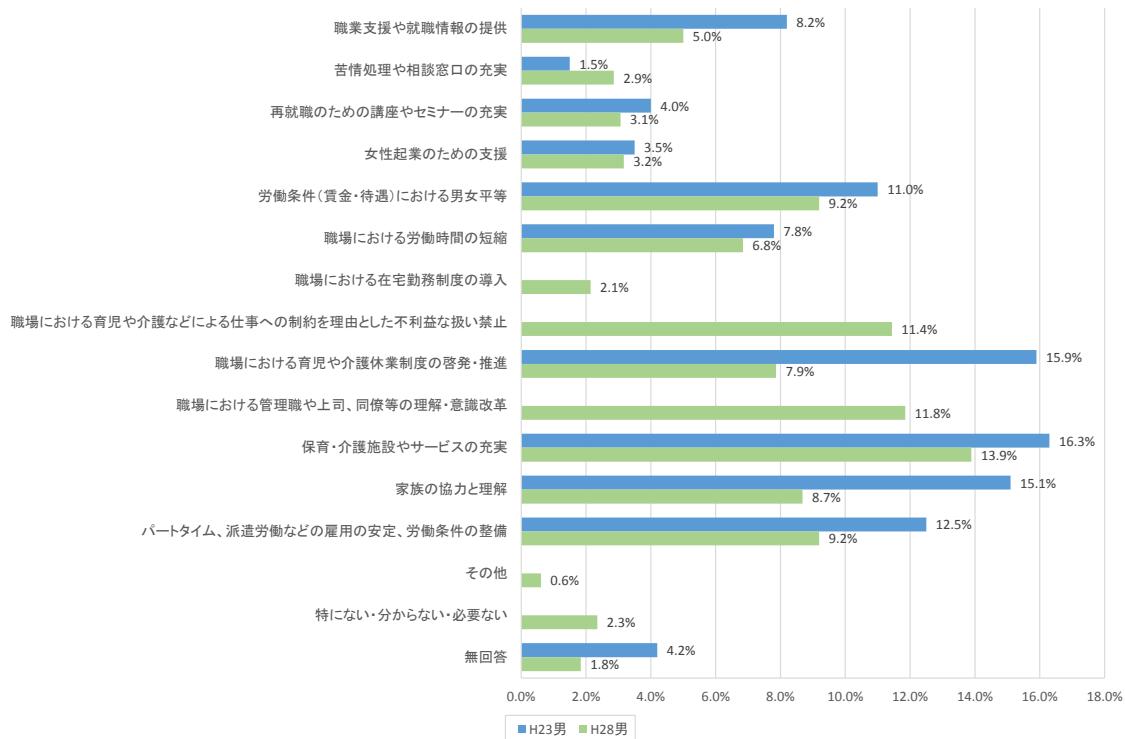


## 【H28 全体】



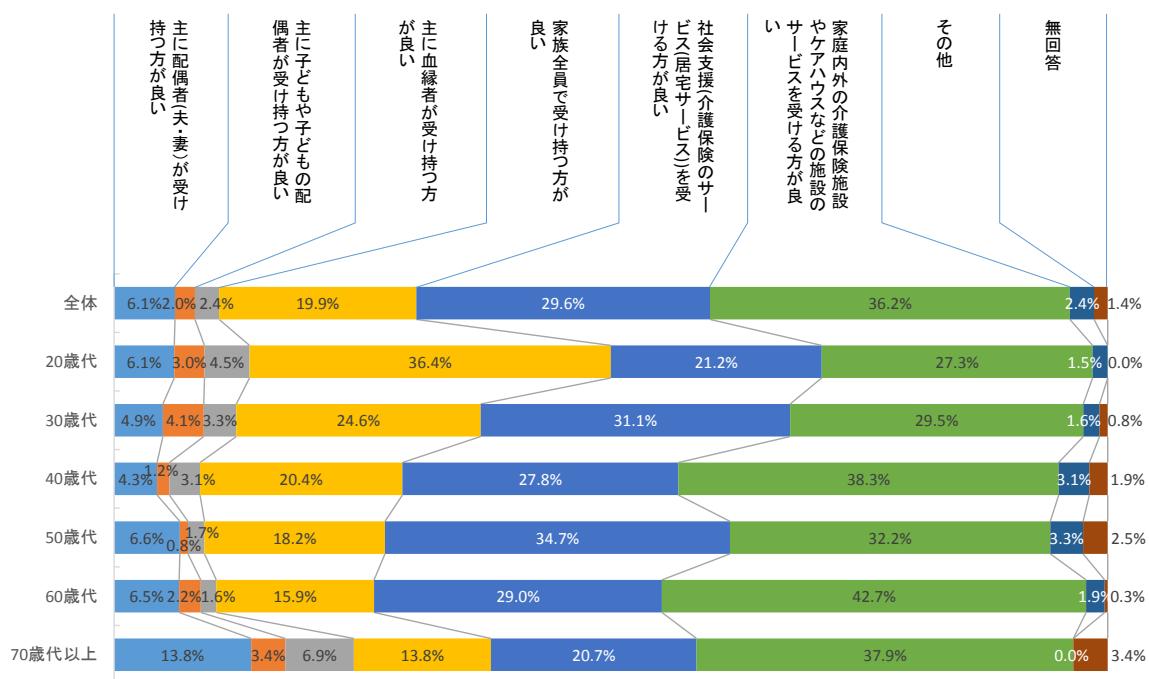
## ○女性が仕事を続けるための支援

平成 23 年、28 年、男女とも 1 位は「保育・介護施設やサービスの充実」となっています。2 位については、男性は、平成 23 年が「職場における育児や介護休業制度の啓発・推進」でしたが、平成 28 年は「職場における管理職や上司、同僚等の理解・意識改革」となり、女性は、平成 23 年、28 年とも変わらず、「家族の協力と理解」となっています。



## ○高齢者介護の分担

全体では、「家庭内外の介護保険施設やケアハウスなどの施設のサービスを受ける方が良い」が36.2%と一番多くなっています。20歳代から60歳代までは、年齢が上がるにつれ、在宅での介護や施設での介護を理想としている割合が増えていますが、70歳代以上では「主に配偶者（夫・妻）が受け持つ方が良い」が他の年代に比べて多くなっています。

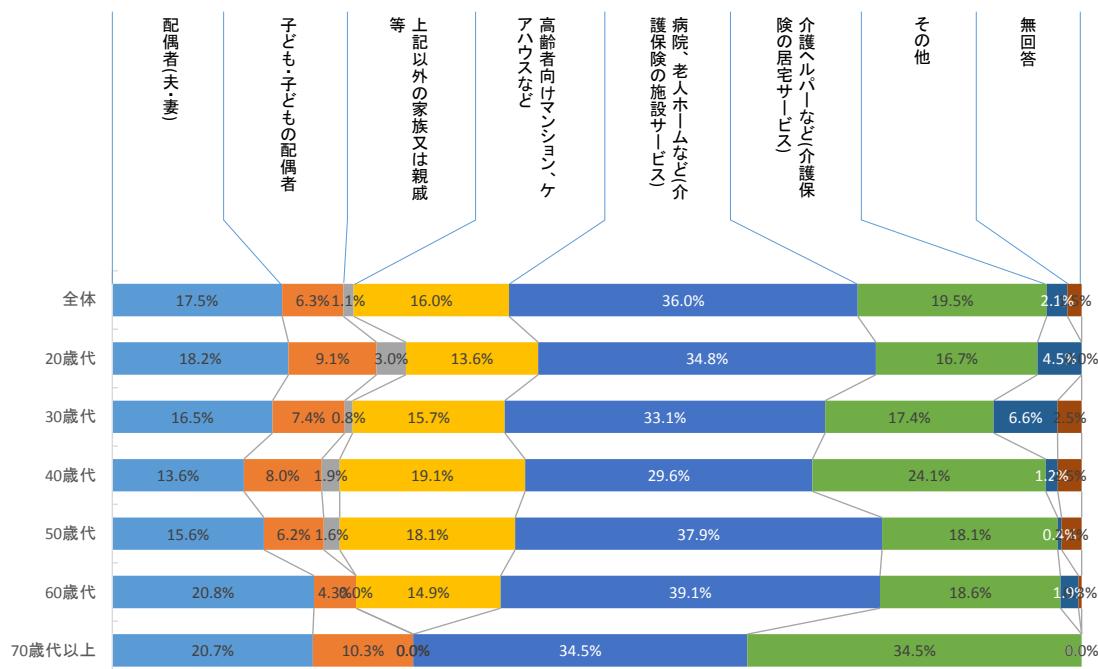


## ○介護者の希望

どの年代においても、「病院、老人ホームなど（介護保険の施設サービス）」が一番多くなっています。

70歳代以上では「介護ヘルパーなど（介護保険の居宅サービス）」が他の年代に比べて多くなっています。

介護者として「配偶者（夫・妻）」を望む割合は、どの年代においても大体同じ割合となっています。





○五所川原市附属機関に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

(趣旨)

**第1条** この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担当する事務及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

**第2条** 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

**第3条** 会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が2人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(任命)

**第4条** 委員又は本部員（以下「委員等」という。）は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第5条** 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員等の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長等、副会長等及び委員等の除斥)

**第6条** 会長等、副会長等及び委員等は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

**第7条** 附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。

4 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

**第8条** 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

**附 則** (平成17年9月30日五所川原市条例第213号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年五所川原市条例第38号) の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成18年3月22日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月16日五所川原市条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年五所川原市条例第38号) の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成20年3月17日五所川原市条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年6月16日五所川原市条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年五所川原市条例第38号) の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成20年9月19日五所川原市条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年五所川原市条例第38号) の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成20年12月24日五所川原市条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年五所川原市条例第38号) の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成21年3月18日五所川原市条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年9月24日五所川原市条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則**（平成22年3月18日五所川原市条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則**（平成22年9月27日五所川原市条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則**（平成23年3月23日五所川原市条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則**（平成24年3月16日五所川原市条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月21日五所川原市条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則**（平成25年6月17日五所川原市条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則**（平成26年3月18日五所川原市条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例

第38号) の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成27年3月25日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年五所川原市条例第38号) の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成28年3月14日五所川原市条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年五所川原市条例第38号) の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**別表** (第2条、第3条、第4条関係)

市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市男女共同参画推進委員会	男女共同参画計画の策定及び進行管理に関すること。 男女共同参画に関する意識改革・人材育成に係る事業に関すること。 その他必要な事項に関すること。	委員長 副委員長 委員	市民 学識経験を有する者	12人以内	2年	委員の互選

## ○男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)  
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分からち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいのいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固有的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

## (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

## (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び

実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣習が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期

間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。



○青森県男女共同参画推進条例

(平成13年7月4日青森県条例第50号)

青森県では、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会の実現を目指して、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
  - 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
  - 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

- 2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第十一條 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第十二条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第十三条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主

が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事

業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができる

ものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

**第二十四条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第二十五条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第二十六条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

**第二十七条** 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

**第二十九条** 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

**第三十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第三十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十四条** 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

## (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

## (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者的心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命

又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過するまでの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に対して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過するまでの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めると足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に対して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めると足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項

までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反

しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものと含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。